

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年12月5日（月）16：30～20：15

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

ただいまから政府、東京電力統合対策室合同記者会見を開催します。本日細野大臣は公務のため欠席です。あらかじめご承知おきをお願いします。それでは園田大臣政務官よりあいさつ及び冒頭発言があります。

<冒頭あいさつ>

○園田政務官

本日も合同記者会見にお集まりいただきましてありがとうございます。私から2点ご報告をさせていただきます。1点報告、もう1点は宿題についてのお答えでございます。まず福島第一原子力発電所の水処理施設装置からの漏えいについてでございます。後ほど保安院並びに東京電力からご報告があるかと存じますけれども、12月4日11時39分に発見をいたしましたセシウム等の放射性物質を除去した水を蒸発濃縮処理する装置でございますが、そこから水が漏えいしそして建屋内の堰に溜まっていたことが発見された件でございます。この件については今状況を把握するとともに漏えいについては土嚢を積むなどをして漏えいをこれ以上防ぐという対策を緊急に取らせていただいているところでございます。私どもとしては再発防止策並びに今後の安全確保策について保安院より指示を東京電力に対してさせていただいたところでございます。今後このようなことがないように堰の健全性も含めてしっかりと私どもとしては把握していきたいというふうに考えているところであります。引き続きこの状況については分かり次第皆さま方にはご報告をさせていただく次第でございます。それから先週の木曜日にご質問のございました南相馬市でございますけれども、井戸水のモニタリングについてのご質問をいただいたところでございます。これは文部科学省で行っていただいております放射線モニタリングのアクションプランがございますけれども、キュウの緊急時避難準備区域南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町でござい

ますが、この復旧を支援するための策として行っていたところでございます。これについては飲用の井戸水等のモニタリングについてこれは福島県とそして当該の各市町村と要望に対応させていただく形で井戸水、あるいは湧き水等の地下水についてのモニタリングを行っていたところでございます。これは測定の対象としてはおよそ 4,000 箇所程度を想定をいたしたところございまして、もう既に福島県は 8 月から 9 月に掛けてこの別の 400 箇所の南相馬市においては 400 箇所の井戸水についてのモニタリングを行っていたということでございます。今後南相馬市とそれから田村市、広野町と楡葉町を中心としたモニタリングは 9 月から始めさせていただきまして 11 月の上旬をめぐりに資料の採取をしていたところでございますけれども、南相馬市については大変多くの方々からのお申しも込みをいただいていたところございまして、数で申し上げますと約 2,700 件を越えていたということでございます。これによって 1 日に行う試料採取、検査の回数が限界があつてなかなか 11 月中には終わっていないということでございます。今後 12 月の実施となりましてその間申し込みいただいた方々には少しお待ちをいただくこととなりますけれども、最終的に申し込みをいただいたところは全て行うということでございます。検査をお申し込まれた方々につきましてはこの採取の方法等を文書にて事前に通知をさせていただくということでございます。大変多くの方々にご心配をおかけをいたしているところでございますので、この点については速やかに行えるように今後も私どもとしては対応をしっかりと行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。私からは以上でございます。

○司会

それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。3 件ご報告させていただきます。まず空気中の放射性物質の核種分析の結果です。資料のタイトルは『福島第一原子力発電所における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第 255 報』でございます。ページをめくっていただきまして 1 枚目の裏面になりますが昨日の福島第一原子力発電所の西門、第二原子力発電所のモニタリングポストの 1 番での測定結果は両地点とも ND 検出限界未満という状況でございます。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと、『福島第一原子力発電所付

近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について第 248 報』でございます。ページをめくっていただきまして、昨日は天候不良のため第二原子力発電所の岩沢海岸沖のみの測定でございます。セシウム 137 が 1.2Bq/L ということで検知されております。続きまして宮城県沖の核種分析になります。資料のタイトルが『宮城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果について続報 10』でございます。こちらページをめくっていただきまして、11月28日に採取したサンプリング結果で宮城県沖の沖合い6箇所の測定結果になります。それぞれ上層、中層、下層という深さに応じて3点ずつとってありますがいずれの地点ともND検出限界未満という状況でございます。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省から説明します。

○文部科学省

文部科学省の伊藤です。環境モニタリングの結果について資料を2種類お配りしております。まず全国的な状況ですけれども、都道府県における放射能水準調査、それから定時降水物、上水の結果については大きな変動は見られておりません。発電所周辺の状態ですが20km以遠の空間線量率、積算線量結果、ダストサンプリング、それから福島県における緊急モニタリング実施結果。これらについても特段大きな変化は見られておりません。資料の8で福島県環境放射線モニタリングメッシュ調査第2回結果に基づく空間線量マップを現地の方で発表しております。これは11月29日に測定結果そのものは発表されていったところですが、改めて可視化したと申しますがマップの形は32ページ、33ページにありますけれども、可視化したものが発表されております。それから資料番号9公共用水域の環境放射線モニタリングの調査結果の速報ということで、前回11月の半ばに河川湖沼等におけるモニタリング結果が発表されておりますが、今回、河川で34箇所、湖沼ダムで25箇所の水質についてヨウ素、セシウムを検査をしたものです。一部1Bq/Lを越える箇所が河川で見られますが、大部分の地点では検出限界未満となっております。それから海域の調査、これは資料番号10番の発電所周辺の海域モニタリングの結果については一部の地点で数Bq/Lというセシウムが検出されております。それから11番の宮城福島茨城県沖における海域モニタリングの結果であります。これは沖合い90kmから280kmとやや離れた地点において、今回、コバルトそれからマンガン、セリウムについて分析を文部科学省の方でしたものですけれどもいずれも検出限界未満となっております。それから資

料番号の 12、発電所周辺の海域モニタリングの結果トリチウム、全アルファ、全ベータ、これは東京電力の方で測定されたものですが、これまで 1 月に 1 回測定をしております。いずれの結果も検出限界未満となっております。モニタリングの状況は以上です。それから前回ご質問をいただいた中で前回お配りした資料、福島県における土壌の放射線モニタリング(プルトニウムの調査結果について)、これは現地本部と県の方で土壌のプルトニウムの調査結果をまとめたものですが、その際福島県内における過去のプルトニウム、あるいはストロンチウムの濃度と比較してどうなのかという質問をいただきました。文部科学省の方で環境放射線データベースというものがホームページで公開されております。過去の環境放射能調査の結果などが含まれておりますが、それを使って 99 年度から 2009 年度までの福島県内で取られた土壌のプルトニウムの濃度を検索して調べてみました。これによりますとプルトニウム 238 は検出限界未満から 2.3Bq/m² という値に収まっております。それからプルトニウム 239 と 240 の足し合わせた濃度ですけども、これは 1.04 から 78Bq/m² という数値が過去 11 年間の変動の範囲であります。それからストロンチウム 90 もちょっと調べてみましたが、これは平米当たり 36 から 620Bq ということであります。プルトニウムについてみますと、11 月 29 日に県の発表したプルトニウムの値というのは今申し上げた変動の範囲内に収まっているということであります。必要があれば検索してプリントアウトしたものが手元にございますので、お見せすることは出来るかと思えます。文部科学省からは以上です。

○司会

次に原子力安全委員会から説明します。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは本日付けの原子力安全委員会名の環境モニタリング結果の評価についてという 1 枚紙で裏表にコピーしてございますものと、参考としまして 1 枚目が福島県の地図になっております資料を用いて説明をいたします。

まず資料の 1 の空間放射線量でありますけれども、今回は 20km 圏内の空間放射線量率も入っておりますけれども、特段大きな変化はないという状況であります。空気中の放射性物質濃度であります参考資料の 10 ページから 13 ページご覧いただきますと、一番上の 1 番のポイント、福島市杉妻町でありますけれどもここで非常に小さい値ですけども出ております。ここは県の方で検出限界を下げた測定を行っているポイントであります。この出ている値

につきましては濃度限度を下回っております。またこのポイントでのヨウ素131、また他のポイントでのその他の核種いずれも検出限界未満であるということでもあります。

資料の4の環境試料であります。一番下に海水中の放射性物質の分析結果です。参考資料でいきますと22から25ページでありますけども、発電所に近い1から4のポイントではセシウムが検出されている日がございますが、他のポイントでは検出限界未満であります。また検出されている値も濃度限度を下回っているという状況であります。それから続いて参考資料の26、27ページが、発電所に近い一番二番のポイントでの海水中のプルトニウムの分析結果でありまして、検出限界未満という状況であります。それから28ページいっていただきますと、これは海水中のトリチウム、ピンク色がトリチウムですけども、この四つのポイントで検出限界未満であるという状況であります。それでこれらの測定の検出限界値ですけども、事故前の日本近海のバックグラウンドに比べて数ケタ高い状況ですので、施設の影響の有無は判断できないというふうに考えております。それから参考資料の29ページが、これも今文科省の方からお話しありましたけども、沖の方で測りました海水中のマンガン、コバルト、セリウムの分析結果であり、いずれも検出限界未満であります。30ページからが福島県内の河川、湖沼等で、10月に採取された水からの放射性物質の分析結果であります。一つのポイントでのみセシウム137が検出されているという状況であります。お手元の参考資料でいきますと34ページがございまして、表の一番左の覧に調査地点の番号が並んでおりますが、73番のポイントでのみこのセシウム137が出てるという状況です。値は検出限界未満であります。それから資料の最後の5番の全国の放射能水準調査であります。こちらの特段大きな変化がないという状況でございます。私の方からは以上であります。

○司会

続いて各プラントの状況についての説明です。東京電力から説明します。

<プラントの状況について>

○東京電力

東京電力からプラントの状況についてご報告をさせていただきます。始めに『福島第一原子力発電所の状況』というA4縦表裏の資料の方からご覧ください。タービン建屋地下の溜まり水の処理でございますが、こちらはキュリオン、サリー等を用いまして、高濃度汚染水の処理を継続して実施中です。それから昨日発生いたしました蒸発濃縮装置からの漏えいに関しましては、現

在漏えい量の評価、それから排水路に落ちた水のベータ核種の分析を進めている段階でございます。続きましてトレンチ立坑・各建屋の地下の溜まり水の処理でございますが、現在 2 号機から集中廃棄物処理建屋の方への移送を継続しておりますが、3 号機分については、本日 10 時 31 分に建屋の水位調整のため停止いたしております。6 号機から屋外、仮説タンクへの移送は明日の夕方まで行う予定です。建屋の水位それからトレンチ立坑の水位などにつきましては、会見途中で最新のデータをお届け出来るというふうに思っております。裏面の方にまいりまして、放射線物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど申し上げたとおりです。使用済燃料プールの冷却につきましては 1 号機から 4 号機まで順調に循環冷却を続けております。原子炉圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器に関しましては記載の表のとおりです。午前中の会見で申し上げたとおり、本日 1 号機と 3 号機の圧力容器の窒素ガスの注入量を 5m³/h から 10m³/h に増加させております。その他の工事の状況でございますが、こちらもお見途中に最新の作業実績をお届けできればというふうに思っております。それでは作業に伴いますサンプリングの状況ということで 2 点ほどご報告させていただきます。まず一つは 2 号機の格納容器ガス管理システムの気体のサンプリング結果でございます。こちらは毎週、生ガスの方をサンプリングしておりますが、大体月に 1 回、こういったチャコールフィルターに捕獲いたしまして、濃度限度を下げた形で分析を進めております。12 月 2 日のサンプリングでございますが、パワーポイントの上の表にございますとおりクリプトン 85 が 2.1×10 の 1 乗 Bq/cm³、キセノン 131M が検出限界未満、キセノン 133 が 1.2×10 のマイナス 2 乗、キセノン 135 が 2.6×10 のマイナス 2 乗 Bq/cm³ という状況でございます。なお、前回 11 月 16 日に測定した核種の値でございますが、キセノン 131M、133 に関しましては検出限界未満。それからキセノン 135 については 2.9×10 のマイナス 2 乗 Bq/cm³ ということで、ほぼ同程度の値で推移しておりますので、こちらに関しましてはキュリウム等の自発核分裂によりますキセノン 135 を検出しているものというふうに推定いたしております。なおクリプトン 85 につきましては 11 月 16 日の値が 4.2×10 の 2 乗 Bq/cm³ でございます。なおクリプトンにつきましては、今後こういった低減傾向になるのかについては、経過を観察していきたいというふうに思っております。それから下の方のパワーポイントでございますが、ガス管理システムの出口での測定結果に関しましては、いずれも検出限界未満という状況でございます。こちら下の方は生ガス、ガスバイアル瓶での測定ということになります。続きまして建屋の上部におきますダストのサンプリング結果になります。A4 横の表の形式になってる資料でございますが、まず最初の一枚目の表面が 1 号機の分析結果です。左側の

二つ、マル 1 番とマル 2 番が、カバーに取り付けました排気フィルターの前後での測定結果になります。マル 2 番の方、排気フィルターの出口では、ND 検出限界未満という状況になっておりますが、その他カバーの入り口のマル 1 番、それからマル 3、マル 4、裏面にまいりまして、マル 5、マル 6、マル 7 という、建屋のカバーの内側にございますダストサンプリングでは、大体 10 のマイナス 5 乗 Bq/cm³ というようなセシウムが見つかっております。それから 2 枚目の表面になりますが、マル 8 番ということで、こちらは 1 号機の原子炉建屋の大物搬入口に入ってくるところの空気の状況ですけれども、こちらはセシウム 134、137 とも ND 検出限界未満という状況でございます。続きまして 2 枚目の裏面のところにまいりますが、こちらは 2 号機の原子炉建屋、ブローアートパネルの開口部でのサンプリング結果になります。まず中央のマル 1 番、マル 2 番が中央の位置での西向きと北向きでのサンプリング結果。それからマル 3 番が、ブローアートパネルの下の方でのサンプリング結果になりますが、いずれも 10 のマイナス 5 乗 Bq/cm³ というような値が検出されております。こういった値を使用いたしまして、次回の道筋の会見の際に合わせまして、建屋からの放出放射エネルギーの評価をしていきたいというふうに思っております。続きまして、環境モニタリングの状況です。まず取水口のサンプリング結果になりますが資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について、12 月 4 日採取分』でございます。ページを捲っていただきまして 1 枚目の裏面から昨日の測定結果を表の形式でまとめております。3 枚目からが経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな変動等はみられておりません。したがって、高濃度汚染水が海水中に漏えいしてないというふうに判断いたしております。続きましてサブドレン水の状況でございます。A4 横の表の形式になっているものでございまして、集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水の核種分析の結果ということで 12 月 4 日の採取分でございます。なお値そのものは、通常の変動範囲内でございますけれども、マル 3 番のプロセス主建屋南東側の測定箇所につきましては、セシウム 134 と 137 が、この表の形式の中では ND から検出されたという状況でございまして、値そのものは大きなものではございません。東京電力からは以上でございまして。

○司会

次に原子力安全保安院から説明します。

○原子力安全・保安院

原子力安全保安院の森山でございまして。まず最初に、先ほど政務官からもお

話しございましたように、蒸発濃縮装置からの漏えいの件でございますが、保安院におけます対応状況について簡単にご説明申し上げます。昨日、東京電力から連絡を受けて以降、現地の保安検査官が現場を確認するほか、今回、堰の健全性に問題があったわけですが、他の水処理施設等に設置されております堰の健全性の確認。あるいは遵守の強化ということを口頭で指示をしてきておりましたけども、本日改めて文書による指示を行うこととしております。まだ実際の文書の発出にまでには至っておりませんが、この会見中には間に合うと思っておりますのでまいりましたら後ほど配布させていただきますが、主に3点ございまして、今回の漏えいが発生した原因の究明と再発防止策と。それから2点目は漏えいの拡大を防止するための堰からの漏えいが確認されたということで、これは先ほども申し上げましたけども、他の堰についての健全性の確認、必要な補修等を行うといったことの他に遵守点検の強化ですとか、漏えい検出器の設置など堰からの漏えい防止について、今後の対策計画の策定、実施を行うことと。それから三つ目に、今回の漏えいにつきまして海への放出の有無も含めて、漏えいの範囲、漏えい量の確認を行って、放射性物質による影響を評価することと、こういったことを文書で指示をする予定でございます。実際に文書で指示をした後に、また配布させていただきたいと思っております。それからこれまでいただいております宿題で何件か、4件ほどご回答を申し上げたいと思っております。まず3月12日のベント作業員の被ばく線量に関して、最大の106mSv以外の作業員の被ばく線量を、その当時、保安院がどのように把握していたのかということでございますけども、これも繰り返しになりますが、当時ベント作業に伴う作業員の被ばく線量については、保安院としては1名が100mSvを超過したとの情報は得ておりましたけども、その他のベント作業に伴う被ばく者の情報については、当時は得ておりませんでした。これが1点目でございます。それから二つ目はSPEEDIの運用に関することございまして、安全委員会では一元化したという事実はないというようなことございましたけども、ではなぜ保安院は原子力安全委員会にSPEEDIの計算を依頼しようとしたのかというご質問でございました。本件につきましては、3月16日頃でございますけども、文部科学省から3月16日以降SPEEDIについては原子力安全委員会にて活用することとなった旨の連絡がございましたので、保安院といたしましては計算を行うにあたって、原子力安全委員会に依頼する必要があると介して、3月16日以降しばらくの間ERCとしての独自の計算依頼を行わなかったということございました。それから三つ目ですけども、ERSSの解析についてご質問がございました。何回か解析しておりますけども、解析結果4というものの実際の解析時刻はいつだということでございますが、3月11日の22時37分でございます。それ

からもう 1 件でございますけども、保安院が自分で撮っております写真の公開についてでございます。情報開示請求というものをいただいておりますけども、情報公開請求に係わらず保安院自ら自主的に撮影した写真を公開すべきではないかということでございました。院内で検討しました結果でございますけども、公開していくということというふうにしたいと思っております。具体的には 3 月 11 日の災害発生以降、原子力安全・保安院の職員が撮影したもので、福島第一及び第二発電所に関するものでございます。これにつきまして準備が整い次第確認すべき内容もございまして、準備が整い次第順次保安院のホームページで公開をしていきたいというふうに考えております。保安院からは以上でございます。

○司会

これから質疑に入ります。前回同様のお願いでございますが、最初の質問の機会をできるだけ早くに皆さんに一巡させるという観点から、一度にご質問していただく項目数を三つまでとさせていただくようお願いいたします。質問自体もできるだけ簡潔をお願いいたします。一つの質問でも余り長くなるようであれば、改めて手を挙げていただくようお願いすることもありますので、趣旨ご理解のほどをよろしくをお願いいたします。回答側も簡潔に分かりやすく回答していただきたいと思っております。質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いいたします。それでは質問のある方は挙手をお願いいたします。では前の方、それからその次この列の後ろの方。

<質疑応答>

○香港フェニックステレビ リ

Q：香港フェニックステレビのりと申します。森山さんと園田政務官にお伺いしたいと思っております。まず園田政務官に対して質問がありますが、今回水漏れのことに関してですけれども、高濃度のセシウムとストロンチウムが入っている可能性は非常に高いと聞いております。海洋汚染に対する影響を今政府はどのように見ていらっしゃるのか教えてください。そして今の時点で近隣諸国に対して通告をしているのかどうか、もし今度そういった予定があれば教えてください。森山さんに対しての質問が、今回のこの水漏れに関して保安院としてはどのように受け止めているのか教えてください。

A：(園田政務官)まずセシウムの件でございますが、これは今現在分かっている数字で申し上げますと、まず堰内の漏れい水に関しては 16Bq/cm³、これは

セシウム 134 ですね。それからセシウム 137 については、29Bq/cm³ というところでございます。ご指摘のストロンチウムに関してはまだこれは時間が掛かるということでございますので、今その調査を急がせているところでございます。それからこの排水路から伝って、これは海への噴出の段階で、先ほどの堰内に対してのセシウム 134 は、0.013Bq/cm³。そしてセシウム 137 については0.018Bq/cm³ ということでございます。今後今確認をさせていただいておりますけれども、外務省を通じてこの事実関係と、それから今後についても詳細な部分に関しては分かり次第お伝えをするというところの確認は取れておるところでございます。

Q：すいません、じゃあ今の時点でまだ外国には通告など、何らかの外交ルートを通して何もお知らせをしてないということでしょうか。通告する必要がないということですか。

A：(園田政務官) いえいえ、伝えてるはずでございますが、それも含めて今後新たな何か情報が出てきた次第、それを速やかにお伝えをするということになっております。

A：(保安院) 保安院でございますけども、この放射性物質の漏えいということは防がなければいけないというふうに思っております。それで保安院から東京電力に対しましては、これまでも中期的安全確保の考え方ということで、放射性物質の漏えいを防止をするということも含めて指示をして報告徴収を受けているという状況でございます。東京電力からは堰を設けて万一の漏えいには対応するというところでございますけども、今回はその漏えいを防止するために設けられました堰からまた更に漏えいしているということで、本件は大変重視をしております。先ほど申し上げましたような形で、本日もまた指示をいたしますけども、東京電力からはこの施設運営計画と言いますか、中期的安全確保の考え方に沿った形での報告書の修正も併せて依頼しております。保安院といたしましてはその内容をしっかりと専門家の意見も聞きながら確認をしていきたいと考えております。以上でございます。

Q：ごめんなさい、ちょっと園田政務官に一つまだお答えいただいてないんですけども、今回のこのストロンチウムとセシウムの高濃度が大量に含まれているということに関して、海洋汚染への影響、海洋環境への影響をどのように見ていらっしゃるか、そして確認ですけれども、もう現時点で外国には通告しているというふうに理解していいでしょうか。

A : (園田政務官) まだ高レベルであるかどうかという判断、評価はできておりません。したがって先ほど申し上げたように、海への放出に関しては、放出された部分、これ 17 時 05 分現在の採取した結果でございますが、0.013Bq/cm³ ということでございますので、それを高いというふうに評価するのかどうかというところは今後の評価をしなければならないというふうに思っております。現時点で当然ながら外国も含めて、関係の所には連絡はしているというふうに聞いておりますけれども、今後新たな情報が出てき次第、それは速やかにご報告をするべくものではないかというふうに考えております。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○NHK 岡田

Q : NHK の岡田です。お願いします。森山対策監にお伺いします。先ほどお話がありました、東京電力に対する指示を文書で発出するという事なんですけれども、その形式ですね、報告徴収を含めてどういう形式を取られるのでしょうか。あとこれに関してはいつまでに報告をするようにといったような期限を設けるのでしょうか。それを教えていただきたいと思っております。あとこれによって改めてその施設運営計画への影響、あとステップ 2 の年内終了という今工程表のスケジュールがありますが、それへの影響というのはどの程度あるというふうに考えていらっしゃるかお願いいたします。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、指示文書ですが、これは保安院長名での指示文書となります。したがっていわゆる報告徴収という形でございます。それから今のところ期限を付すということは考えておりません。内容によっていろいろと評価その他ですね、対応できる時期というのは変わってくると思っておりますが、特にいつまでというふうなことは決めておりません。ただし先ほど二つ目のご質問とも関係してまいりますけれども、この対策というものは、中期的安全確保の考え方に基づく施設運営計画にも反映される必要がございますので、東京電力ではそういうしっかりとした形で反映されるものと考えております。それからその施設運営計画の評価ですけれども、これは東京電力から出されたものに対して厳格に確認をしていくと、また専門家の意見も聞きたいと思っております。その上でももちろん年内の冷温停止の目標としては、保安院としても何と言いますか、認識は共通の認識として持って

おりますが、あくまでも安全の確保という観点からしっかりと確認をしていくということでございます。そこは東京電力から提出されましたら厳格になおかつ迅速に確認をしてみたいと考えております。以上でございます。

Q：指示文書についてなんですけれども、これは期限を設けないということなんですが、できるだけ早くということに尽きると思うんですが、大体どのぐらいだとかというスケジュール感というものはありますでしょうか。森山さんお願いします。

A：(保安院)これは当然東京電力の方で対応いただくことですので、それは東京電力の方の検討次第だと考えております。

Q：分かりました。

○司会

質問のある方挙手お願いします。それでは奥の列の後ろの方の女性の方、それからその斜め後ろの、一番後ろの方の男性の方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで。どうぞよろしく願いいたします。まず東京電力に。海洋へ汚染水が漏えいした件についてお聞きします。以前、私が液体廃棄物の処理について聞きました時に、現在この淡水化処理のシステムではイオン効果も凝集沈殿も行っておりませんので、ストロンチウムが含まれているのではないかと、除去できていないのではないかと質問させていただいた時に、松本さんは現在ストロンチウムの除去はされていないので一定程度含まれているとご回答していただきましたが、現在そのストロンチウムを除去していない水が海洋に流れたという認識でよろしいでしょうか。この件について文科省、保安院、そして園田政務官にお聞きします。まず放射線障害防止法の所挙である文科省に。第19条廃棄の基準等と、第30条の海洋投棄の制限に今回の件は違反しているのではないかと思われますが、文科省の認識をお聞かせください。そして原子炉等規制法を定めております保安院に。第62条の海洋投棄の制限に同じく違反しているように思われますが、保安院としての認識評価はいかがなんでしょうか。よろしく願いいたします。そして放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律について、これは文科省ですか、園田政務官にもお聞きいたします。この法律の目的として第1条に、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き

起こし、又は放射線を発散させて人の生命、身体、又は財産に危険を生じさせる行為等処罰するとありますが、今回の海洋へ漏えいした件、そして今回の事故の件についてはこの法律に何ら触れるものではないのでしょうか。ご回答をどうぞよろしくお願いいたします。

A：(東電)東京電力からお答えさせていただきますが、今回の処理水に関しましては、アレバの除染装置等を通しておりません水でございますので、これまで分かっている最新のデータで申し上げますと、9月20日の分析結果ではストロンチウムが10の4乗 Bq/cm³ほど存在しておりますし、10月4日の分析結果では全ベータの核種分析として10の5乗 Bq/cm³の値が検出されております。

Q：ありがとうございます。ではこの単位が Bq/cm³ということで、今回 m³ 計算をいたしますと大体予測でどれくらい同じものが流れ出たとすると、大体どれくらいなんですか。

A：(東電)漏えいした量そのものは現在評価中でございますので、この濃度に漏えいした体積をかけることで Bq 数は出るというふうに思っております。それから現在漏えいした量を評価を進めておりますけれども、午前中の会見で申し上げたとおり、発見した11時30分過ぎに建屋の周りでは漏えいしたことが見つかってなかったということと、15時30分頃に土嚢等による止水工事が完了したという最大4時間、それから漏えいした量が毎分1L程度ということで考えますと、約300Lというふうな状況になろうかと思っております。最終的にその300Lがどのぐらいの割合で海に行ったのかというところを評価していることとなります。

Q：ありがとうございます。では以前私が質問させていただいた、ストロンチウムなどの除去処理をしていない水が海洋に流れたという認識でよろしいでしょうか。

A：(東電)はい。現時点では海洋に流れた可能性があるということで今調査を進めている段階でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：(文科省)文部科学省ですけれども、今回の事案は放射線障害防止法の適用

の対象外というふうに理解しています。

Q：適用の対象外ですか。すいません、適用の対象外というのはどういったこと。

A：(文科省)原子炉等規制法において規制されている施設での放射性物質の管理のお話だというふうに理解しています。

Q：分かりました。では森山さんよろしくお願いします。

A：(保安院)保安院でございますけども、今ご指摘のありました原子炉等規制法 62 条に海洋投棄の制限ということがございますけども、今回は漏えいを確かにしておりますけども、いわゆる海洋投棄には当たらないというふうに考えております。以上でございます。

Q：海洋投棄に故意ではないという理由で当たらないということでしょうか。

A：(保安院)62 条の第 2 項に海洋投棄とはとありまして、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること、又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう、このように書いてございまして、この定義には当たらないと考えております。

Q：人工海洋構築物というのは海洋でなく、陸地にあったから当たらないという認識でしょうか。

A：(保安院)失礼いたしました。まずは物を廃棄ではそもそもございませぬので、確かに漏えいではございますし、それは防止する必要はございますけども、廃棄したわけではありませぬので、それは当たらないと考えております。

Q：故意ではなく過失だから当たらないということでしょうか。廃棄ではないということ。

A：(保安院)廃棄ではございませぬので、それはもちろん漏えいしていいということを申し上げてるわけではございませぬけども、漏えいは防止する必要がございますが、廃棄という行為ではないというふうに考えております。

Q：分かりました。例えば交通事故や食中毒など、故意ではなく過失でも罰則、処罰なりがされるものですが、廃棄ではない、故意ではない過失だったら処罰の対象には当たらないという、これは原子炉等規制法というのはそういう法律なんですか。

A：（保安院）当然基準を満たさないようなことが起きれば、それはそれぞれ必要な処分と言いますかということがなされると考えますけども、少なくともこの海洋投棄というところには当たらないと。当然技術基準を守っていたでなく必要がございませうけども、ただし現在の福島第一原子力発電所につきましては、全体として技術基準が守られないような状況になっていますので、先ほども申し上げておりますような、中期的安全確保の考え方を示したり、今後はいわゆる保安規定のようなものも見直していく必要がございませうけども、そのようなそれぞれの法律の条文、条項に基づいて一つずつ判断していく問題ではないかと考えております。

Q：分かりました。では廃棄には当たらないということで、今後海洋へ汚染水など漏えいした場合、過失であれば廃棄という故意でなければ原子炉等規制法は特に処罰をしない。その法令第何条として記しているわけではないということでしょうか。

A：（保安院）当然いろいろな指示をしたり、命令をかけたりにいたしますので、そのような命令に反するようなことがあれば、何らかの処分ということはあると考えています。命令すること自体が処分に当たりますけども、いわゆる罰則規定はそれぞれのどういうところがどう該当するかということの一つ一つ丁寧に見ていく必要があると考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）今回この事案に関しましては、当然ながら漏えいというものがあるわけではないわけですが、そういった意味で施設の管理であるとか、あるいは安全確保策を私ども政府としても東京電力に対しましては求めていた最中に起こったところですが、したがって、私どもの指示というものをきちんとまずは守っていただく、あるいはそれに対する考え方と、それから施設管理というものをしっかりと行っていただくという形で、対処していく必要があるのではないかというふうに考えております。法令違反であったかどうかというものは、当然ながらその法律に書いてあることの

事案に関しての対処ということになるんですが、それではなくてですね、今回はそれ以外のところで起きてしまっているという状況から考えますと、法令違反というよりはその対処の中において、なぜこういったことが起きたのかというところは、施設管理も含めてきちんと求めていきたいというふうに思います。

Q：すいません、それ以外の状況というのが少し分からなかったのですが。この放射線を発散させて、人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律というのは、放射性を発散させて人の生命や財産に危険を生じさせる行為等の処罰を書いているのですが、これも先ほどの原子炉等規制法と同じように故意ではなく過失であれば一切これには触れないということでしょうか。

A：（園田政務官）過失がどの程度にもよるのかも知れませんが、そういった意味では施設の安全管理というものをしっかりと私どもとしては、きちんと見定めなければならないというふうに思います。それ以前の問題で、今現にですね、どのくらいの量が流出したのか、あるいはその中にどういったものが含まれていたのか、というところはきちんと調査をまずしなければならぬというふうに考えてます。

Q：交通事故や食中毒や、もちろん飛行機事故、医療ミスなどでもそうですが、過失の場合でも処罰などの法令が決められておりますが、すいません、不勉強なもので、関連の法律をいろいろと読んだのですが、原発事故に対する過失の法律というのはいったいどれにあたるんでしょうか。もしご存知の方がいらっしゃれば教えてください。

A：（園田政務官）ちょっとすいません、その点については確認をさせていただきますと思います。

Q：分かりました。ないということではないですね。

A：（園田政務官）ちょっと今すぐに即答出来かねるところがございますので、確認をした上でお答えはさせていただきたいと思います。

Q：分かりました。よろしく願いいたします。

○司会

次の方、どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしく申し上げます。松本さんをお願いしたいんですけども、午前中の会見で質問させていただきました、漏えい検知システム、他の施設でも整備状況分かりましたでしょうか。

A：（東電）はい、現在確認中ですけども、まずないのではないかというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。これを受けまして、保安院の森山さんをお願いしたいんですけども。今回の件ですと、保安院が文書で指示するとありましたが、これまで見ていますと、これ保安院の性格上のことかも知れませんが、ことが起こってから口頭などで指示する、つまり事後対応の繰り返しなんですけども。今回ですと、汚染水を扱う施設で、今松本さんからご説明ありましたと、一般的に発電所で使っているような、床面に水が溜まったら通電検知するような、漏えい検出設備がなかったわけなんですけども、保安院はそのことはご存知だったのでしょうか。

A：（保安院）東京電力からの報告をもちろん見ておりますけれども、その中には漏えいした場合に堰を設けて防止をするというふうになっておりました。ここには実際に漏えい検知器が設置されているということは、設置されていないというふうに承知しておりました。

Q：そうしますとですね、漏えい検知システムがなかったことによる見解というのはどういう見解でしょうか。ご見解をお願いします。

A：（保安院）万一の漏えいの場合には、堰の設置によってですね、漏えいを防止するという考え方が必ずしも十分でなかったということになるかと思えます。そのところはしっかりと確認していく必要がございます。なお、先ほど漏えい検知そのものは、どこまであるかという問題ありますけれども、例えば配管が仮にですね、損傷したような場合に、よく最近トラブルで起きておりますけれども、流量の差が出てくるとかということで漏えいを見る、施設によっては漏えいを検知するようなどころはございます。例えば使用済燃料プールにつきましては、流量の違いを見ることによって漏えいを検知する

というようなことはございますので、一切ないというわけではないと考えております。ただし、この場所にはございませんでしたので、このような堰を設けて漏えいを防止するということに対して、先ほど申しあげましたような漏えい検出器の設置なども含めた防止対策ということを改めて検討していただくということでございます。

Q：分かりました。今回のこともそうなんですけれども、保安院の権限上の限界なのか私ちょっと分からないんですけれども、今回その冷温停止状態に持っていくというのは細野大臣も必ず達成するという、そういうようなお考えの中でですね、やはり東電側に押しつけるというのもどうかと思ひまして、やはり保安院がですね、少なくとも汚染水が今問題になっている段階で漏えい検知システムがなかったことを、実際これ堰で止めるということは東電も報告していたわけですから、そこでよしとしていたというふうにもどうしても思えちゃうんですけれども、そこでその全体の冷温停止状態宣言に持って行く前にですね、改めて保安院は全体の安全網を再チェックする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。そこも東電の報告書を待って、あるいはことが起こってから事故対応で文書なり口頭で指示するって、そういう繰り返しで今後も行くんでしょうか。

A：（保安院）まず保安院として安全確保のためのいわゆる指針に相当するもの、安全確保の考え方ということを示しております。これを示した上で、それに適用するように指示をしております。この報告徴収を命じて、その内容の提出、報告書の提出を求めています。現在、その東京電力の報告書を評価しているという段階にございますので、今回の点も含めて専門家の意見も聞きながら評価をしていきたいと考えております。

Q：でも、それ少なくとも16日には冷温停止状態宣言するというので、先ほど期限は設けないというお話もあったんですけれども、どうして期限を設けないんでしょうか。ちょっとそこは教えていただけますでしょうか。

A：（保安院）今回、報告の期限ですね、報告の期限は必ずしも設けておりません。それは今日出来るか、明日出来るか、明後日出来るか、これは東京電力の努力による場所もありますし、それから放射性物質の漏えいによる影響評価というのは、対策とは違った評価の時間が必要なものもございまして、そこは今回必ずしもいつまでかということは、報告の期限は設けておりませんが、当然その中では堰の健全性の確認を行うといったことは指示し

ておりますので、必要な対策は速やかに行われるものと考えております。

Q：今後ですね、先ほど言いました全体的にもう 1 回、保安院の方ですね、安全管理面において 16 日に向けても急いで再チェックするというか、そういうお考えというか、そういったものは一切ないですか。もう東電の報告を待って、施設整備計画をもって評価していくという、それで行かれるんでしょうか。

A：(保安院)施設整備計画、施設運営計画とっておりますけれども、その中に当然漏えいを防止する機能というものは書いてございますので、それが今回今まで提出されておった内容では必ずしも十分でなかったということが分かりましたので、それは対策を改めてですね、盛り込んでいただく必要はございます。ただ、いずれにしましても保安院として、今お話がありましたような施設計画全体として問題がないかどうかということは今並行して評価を確認をしているということでございます。

Q：すいません、その施設整備計画の評価において保安院も一部やっぱり見方が甘かったというそういう思いはあるって理解してよろしいですか。

A：(保安院)放射性物質の放出の防止ということは考え方としては変えております。そこに堰を設けるということで、必ずしも今出てきております東京電力の報告に対して、それでは不十分だという指摘をしていないのも事実でございます。今回、堰だけでは防止していなかったということがございますので、それは改めて再検討していく必要があると考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。えーと、それでは、この真ん中の列の真ん中の方、えーと、それから、と、一番端の列のお 2 人、前の方と後ろの方上がっていますので、前の方と後ろの方。どうぞ。

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。松本さんに、二つお伺いします。まず、今朝も測ったそうなんですが、汚染水の漏えいに関してですね、海洋に放出されたかどうかのチェックのポイントがですね、南の放出口のいつも測ってる

部分でも、計測に留まってるようなんですが、素人考えで恐縮なんですが、その側溝がずっと海につながっていてですね、その海に入る直前の場所で測れば、もっとクリアーに皆さんが納得できると思うんですが、物理的にそこには、例えば人がそこに入って測ることができない、例えばもうパイプのようなものが、海の海底につながっていて入るようになっているとか、そういうものなのか、要するに測る場所に関してですね、結局海の外に広がった所で測ってらっしゃるわけで、もともとセシウムが1万分の1に抑えられていた水ですから、そこですぐ分かるセシウムの濃度を測って、昨日と変わりませんと言われても、もともとその結果になるのは目に見えていたことですから、そこに関して、ストロンチウムがすぐでないのは分かりますので、その測る場所について、もっといい場所があるのかないのかという点が1点です。もう1点、全く別の話なんですが、一昨日公開された資料で、『免震重要棟2階の空間線量率の変化』という資料が、一昨日公開されました。それを見ますと3月15日には380 μ Sv/hという非常に高い数値なんですが、3月31日になると6.3に減っているということなんですね。この380という数字、3月15日が、これが最大値を指すのか、また、3月31日に局所排風機及び鉛遮蔽の設置後というふうに書いてあるんですが、31日が6.3で例えば30日はやっぱりまだ300クラスあったのか。この途中経過がどうなっているのかを、資料としてあるのか、それとも測ったのがこの日だけなのか、この辺りを教えて下さい。以上2点です。

A：(東電)はい、まずサンプリングの場所が適切かどうかというところにつきましては、こちら本日の午前中で配布した地図がありますけれども、今回、漏えいした、蒸発濃縮装置が置いてある場所から、この側溝、排水路の下流側、ここで検知すれば、水が流れたかどうかってのが、はっきり分かると思っています。ご質問にあるとおり、セシウムの濃度は、処理水そのものの濃度が、まず10の1乗Bq/cm³ということで、小さいものですから、最終的に私どもとしては、ベータ核種の値で判断したいというふうに思っています。ストロンチウムそのものは、分離に時間が掛かりますので、少し、核種としていくらというのは、1、2週間かかると思いますがけれども、全ベータということで、いわゆる全部を測るという方法であれば、1日2日で急いでやろうと思っておりますので、今日、明日ぐらいには、ここのサンプリング核種の下流の所で、当時、17時、それから22時、それから、今朝の6時っていうふうに測っておりますので、ここに明確な濃度の差が、だんだん下がってくるって言うようなことがあれば、漏えいしたというふうな形で判断できるのではないかというふうに思っています。それから、2番目のご質問の免震重要棟の

空間線量ですけれども、こちら $380 \mu\text{Sv/h}$ は最大値でございます。その後当時は、やはり爆風の影響がございまして、建屋、といいますか、免震重要棟内に一部、放射性核種が持ち込まれたという可能性もございまして、いわゆる建屋からの直接線というような形も、建屋、といいますか、飛び散った放射性物質からの直接線が、入ってきた影響がございまして、非常に高い濃度になっております。その後、いわゆる局所排風機ということで、建物の中に、いわゆるチャコールフィルターを置いた排風機を設置致しまして、中の空気を循環させることで、空気中に漂っている放射性物質を吸着させたということと、建屋側に面している窓等に関しましては、鉛の遮蔽板を置いてですね、空間線量を下げたということになります。その作業が終わったのが3月31日で $6.3 \mu\text{Sv/h}$ ということになります。ご質問にあった、その途中経過については、データがあるかどうか、ちょっと確認しますが、工事が終わったのが3月31日でその時測ったのが、 6.3 という状況になります。したがって、1日で工事終わりませんので、段階的に工事を進めておりますので、その途中途中でどれ位の値だったのかについてはちょっと確認させていただきます。

Q：今の質問、まず、前半の方の質問のお答えなんですが、上流と下流で測ったのは分かるんですけど、下流で検出されなければそれで十分だと思うんですが、下流で実際、検出された場合、やっぱり次に大事なのは、海に出たかどうかやはり一番重要なんですが、今そのことについて、まだちょっとお答えをいただけなかったんですが、海に出る直前の所等で測るポイントは物理的にはないのでしょうか。

A：（東電）はい、出る直前の所は、いわゆる放水口に合流していきますので、非常に測定そのものは難しいといたしますか、サンプリングそのものは、難しいと思います。それで、このラインを通じて流れて行きますので、できるだけ下の所ですって話になりますけれど、ここの下流側の測定点で、ある程度の量が検出されたとすれば、このルートで海に流れ出ているというふうな形でも判断したいというふうに思っています。途中の所で、何か、例えば排水口の溝とかに、例えば、染みこんでいって、海に出ていったことはないかもしれないというのは、なかなか推定としてはありえますけれども、そういう意味では、そこのところまで排水口の状況が、はっきり分かりませんので、ここの下流側の状況で見つければ、これは海に出たというふうに判断して、私どもは考えたいと思っています。

Q：はい、その件については分かりました。二つ目の質問の免震重要棟内の、

日々のデータがあるかないかということなのですが、是非棒グラフ、3月15日、次が31日ではなくてですね、例えば1日1点で結構ですから、グラフ化したようなものあるいは、テキストデータでも結構なのですが、それはやはり公開していただくことを是非希望したいのですが

A：(東電)はい、データを確認して、あの準備させて頂きたいと思います

Q：はい、よろしくお願いします。

○司会

次の方どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ小嶋です。よろしくお願いします。園田政務官に、今回のこの漏出に関してなんですけれど、まず冷温停止状態、ま、ステップ2ですね、ステップ2への影響に関してお聞かせいただきたいんですけれども、ステップ2の、ま、16日に達成の宣言をするような予定っていうような報道もありますけれども、この関連に関して、ご見解があれば教えて下さい。その1点です。

A：(園田政務官)はい、今回の事案に関しましては、先ほど来申し上げておりますけれども、しっかりと、まず状況を確認をさせていただくということになります。そして、その結果先ほど保安院からもお話ありましたけれども、中期的な安全施設の運営管理という面で、それが、そこも含めてですね、今回の事案も含めてやっていただく必要がありますので、それをきっちり、しっかりと、今、今後ですね、東京電力から出てくる資料に基づいて、確認をさせて頂くというふうに考えております。その上で、その確認が取れたらですね、今までの、ま、放射性物質の行く末と、大幅に、この抑制されているという状況と、それから、冷温停止というところも、しっかりと判断をさせていただいて、評価をした上で、ステップ2の終了というところの確認ができるものではないかというふうに思います。したがって、今回の事案も踏まえて、しっかりと対応策はですね、こうじられるという状況を考えていかなければならないのではないかというふうに思います。

Q：すいません、現時点で放射性物質の漏出というか、放出が管理され、放射

線量を大幅に抑えられているという、現時点ではどうでしょうか。

A：(園田政務官)はい、現時点ではそのことが達成をできているのではないかと
いうふうに考えておりますけれども、その意味において、その後ですね、
中期的な安全確保策という点が、しっかりと、今後行われ、得られるように
ですね、東京電力に対しては、その私もの指示に従って、しっかりとそれを、
運営管理というものを行っていただく必要があるのではないかと
いうふうに思います。

Q：現時点でこのような漏出が起きている中で放射性物質の放出を管理され
大幅に抑えられているという根拠は何でしょうか。

A：(園田政務官)はい。前回からも申し上げているわけでございますけれども、
発電所からの漏えいというものに関して放射性物質の放出量を今モニタリン
グをさせていただいておりますので。

Q：そうじゃなくて今回の出ている水に関してなんですけれども、水は関係な
いということですか。

A：(園田政務官)水に関しては従前より申し上げているように遮水壁も含めて
行っていくというその指示が出ているわけでございますので、それを踏まえ
て今後その滞留水あるいはその処理施設が今後東京電力としてどのような形
でそれを運営していくかというところを、その策として私どもとしては評価
をするということになると思います。

Q：ですから今聞いているのは現時点のこの状況、今この時点の状況今水が今
回漏出しちゃったということで今対策を取られている途中だと思うんですけ
ども、現時点でこのステップ 2 の状態を達成しているのか、放射性物質が管
理されているとお考えでしょうか。

A：(園田政務官)まだ評価中でありますのでステップ 2 が完了しているわけ
ではございません。そういう意味で冷温停止状態というものは私どもとしては
現象として今見られるわけでございますけれども、それを評価中ございま
すのでステップ 2 が終了するときにそのことが確認をされるという形になり
ます。

Q：すいません。もう 1 回お聞きしたいんですけども、この漏出に関してなんですけどもこの漏出はステップ 2 の達成に影響が無いのかあるのか。

A：(園田政務官)漏出そのものはもう止まっておりますので、漏出はもう既がないというふうに思っております。既に漏出してしまった状況をどのように評価するかというところは、今後の評価の中に入れておいております。

Q：すいません。長々と申し訳ないのですけれども、放射性物質の放出が管理されるという点なんですけども、管理されるというのはこういった穴が開いてしまって水が漏れてしまうというようなこのような状況がある中で、管理されているということと考えるとよろしいのでしょうか。

A：(園田政務官)はいそれは正しく昨日からこれを踏まえて対策を講じるように今日保安院から指示が出るということでございますので、それを踏まえて東京電力の方でどのような対策を講じるかその報告は私どもとしては今待っている状況でございます。

Q：最後にお聞きします。その対策が講じられて達成した段階でまたステップ 2 の評価が最終的に得られるということによろしいのでしょうか。

A：(園田政務官)今回の事案だけでなく総合的に施設の管理というものがきちりと出来るという評価が成されたときにステップ 2、冷温停止状態というものを確認をするとそういう段取りでございます。

Q：今回の状況も含めてということですよ。

A：(園田政務官)当然でございます。

Q：はい了解です。ありがとうございます。

○司会
次の方。

○時事通信 松田

Q：すいません東電の松本さんにちょっとお伺いしたいんですが、漏えいの側溝に流れたのが多く見積もって 300L というのは通常の 200L のドラム缶でい

うと一本半ということになるんですけども、排水路の方の水の流れというのは恒常的にいつも水が流れているような状態なんですか。

A：(東電)はい、現在水が流れているという報告を受けておりますけれども、量等についてはちょっと確認中であります。この排水路と申しますのは敷地内に降った雨が流れている箇所でございますので、量等に関しましては雨が降れば多くなりますし、降らなければ量が少ない、若しくは流れていないという状況になるかもしれませんけれども、昨日の段階でどの程度だったのかについてはちょっと確認中です。

Q：1Fの敷地内は12月の、要するに昨日おとといですよ。雨は降りましたか。

A：(東電)降っています。前日まで降っていますのでその点では流れている可能性がございますけれども、そういったところで少しサンプリングに対する影響等も考慮する必要があるかと思っています。

Q：分かりました。排水路の底はコンクリートですか。

A：(東電)はい。排水路そのものはコンクリートのものになります。それからちょっと質問の回答が遅れて申し訳ありませんが、この排水路そのものの寸法ですけども幅が1mございまして水の深さは約1cm、流速が50cm/秒という状況でございますので流量といたしましたら1分当たり300L程度というような状況でございました。

Q：分かりました。そうすると結局排水路にいった段階で、後は混ざって流れてしまうというわけですね。

A：(東電)はい。違いまして排水路、午前中お示した側溝から出て排水路に到達しましたら海に流出したというようなことで考えられるというふうに思っております。したがって、本日お示した建屋の下流側のところでベータ核種今測っておりますので、そこがどれくらいの量検知できるかというようなところが評価の判断のポイントではないかというふうに思っております。

Q：放水口のところでの濃度というのは結局ベータ核種については突き止められるんですか。

A : (東電)はい。現在速報値ということでセシウムで測っておりますけれども海水のサンプリングにつきましても、ベータの核種を測定する予定です。

Q : 分かりました。後すいません、この手のことは今後とも無きにしも非ずでいずれみんな排水部に流れ込むのであれば、漏えいが分かった時点で一応海に至るまで 500m とかあるということで、流れが速いと余り意味がないのかもしれないませんが途中で堰といいますか水門といいますかあるいは最終的に海に至るところでシャットダウンするような何かそういう手立てはないのでしょうか。

A : (東電)はい。まずそういった側溝に何かそういったいわゆるダムのようなものを作るというよりも、保安院さんからの指示もございましたけれども、現時点ではまずは建屋の点検、それから漏えいがあった場合には建屋の中できちんと収まるように漏えいの検知をして、今回 22 時間程度漏えいに気付かなかったわけでございますので、そういった早期検知と建屋からもらさないというようなところで現在対応を考えたいというふうに思っております。

Q : コンクリートにひびが入っているということがあったので伺っているんですけども、そのコンクリートのひびの原因は分かったんですか。

A : (東電)いえ、分かっております。したがってまして点検等を進めてこの建屋、それから類似の水処理建屋でございますので基礎、堰等のひび割れがないかというようなところを点検し、漏えいがあった場合に漏れる可能性がありますので早急に修理を行う予定でございます。

Q : 堰を内堀外堀じゃないですけど、外側に更にもう一つ作る予定はございませんか。

A : (東電)はい。今のところ具体的な検討は出来ておりませんが、やはり環境に放出する可能性があるという場合には二重の防衛策というのは必要かと思っておりますので、少しそういったところはすぐには出来ないかもしれませんが検討していきたいと思っております。

Q : 分かりました。ありがとうございました。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。まずそちらの方。後今日まだ一度目の方で質問のある方。後ろに二名いらっしゃいます。この列の一番後ろの方、それからこちらの一番左の列の一番後ろの方どうぞ。

○産経新聞 蕎麦谷

Q：すいません。産経新聞の蕎麦谷といいます。園田政務官にお伺いしたいんですけど先ほどの質問と重複する部分もあるんですが、今後の東電の対応を見た上で冷温停止及びステップ2の達成かどうかというのは判断することだったんですけども、確か前回の工程表改定のときに汚染水の流出防止というのは達成になってたような気がするんですけどもその辺はどうなって、どういう解釈をすればよろしいのでしょうか。

A：(園田政務官)前回。

Q：前回の工程表改定のときにちょっと僕も記憶でしかないんですけども、達成と不達成で色分けしてたと思うんですけどもそういう汚染水のところは確か達成になってたんじゃないかなというふうな記憶があるんですけど。

A：(園田政務官)はい。前回の汚染水の漏えいについては、あれは遮水壁ですよ。滞留水か、ごめんなさい。滞留水全体の量を減少させるという事でございますので、そういった意味ではこれについてはきちんと対応はできているというふうに考えております。最終的なですね判断としては、先ほど保安院からもお話がありましたように、言わばその施設の安全性というか、その漏れる漏れないというところが先ほどから議論になっておりますけれども。装置そのもののですね、きちっとした健全性というものを、これを今後評価をするという形になると思います。

Q：すると、この部分ってのは確認何ですけど、冷温停止の部分にどっかかっていうと引っかけってくる話っていう事なんですか。

A：(園田政務官)そうですね。冷温停止の判断の中で、放射性物質の抑制ということですから、当然ながら装置その物のがどういった状況できちっと健全性が保たれてるのか、というところにかかってくる訳でございます。したがって、冷温停止っという物を判断する際に、それがそういった中期的な安全確保策という形で、政府からですねそういった考え方をお示しをさせていた

だいておりますので、それに対して東京電力がどういう形で対策を講じて行くのかと、いうところを今回の事案も含めて報告をしていただく必要があるという事でございます。

Q：すると、いわゆる冷温停止とセットになっている避難区域の解除なんかの時にですね。住民の方からすれば、要は冷温停止ってのは基本的にはもう、原子炉がもうある程度コントロールされて安全ですよと、戻ってきて住んでいただいても結構ですよっていうふうな背景があると思うんですけども。今回みたいにもう冷温停止間近なような状況で、またこういう漏出があったりとかしてしまうとですね、これはその対策で防げるかも知れないけど、また次予期せぬ事が起きるんじゃないかっていう不安は常に付きまとうと思うんですが、その辺の情報発信とかですね、その辺の考え方っていうのはどういうふうに担保されて行くんでしょうか。

A：(園田政務官)はい。言わば年内を目途にですね、私どもとしてはこの冷温停止状態、そしてそれが確認できた次第ステップ2の終了という形を申し上げたいというふうに思っておるところでございます。その背景にあるのはご指摘のようにですね、きちっとこの今の発電所の状況、原子炉の状況がしっかりと管理をされるという事が大前提になってまいりますので、今後こういった事がないような状況をいかに作って行くのかという事が、今後問われる事になろうというふうに思っております。だからこそ、先ほどから申し上げておりますけども保安院がですね、しっかりとその辺は確認をしていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺は厳格にですねチェックをさせていただいていきたいというふうに思っております。その上で、言わばこの安全性というものが中期的にですねきちんと担保できると、いう形が取れないとご指摘のようなステップ2が終了すると、いう事ができない訳でございますし、そうなりますとですね、区域の見直しという所も、当然ながらかかってくる話でございますので、その辺は国民のあるいは住民の皆さん方に対しても、説明がしっかりと出来るような状況でなければならぬというふうに思っております。

Q：分りました。ありがとうございました。後、1点。絡みでお伺いしたいんですけども。冷温停止についてはその16日にもってという一部報道が出てると思うんですけども。避難区域解除とか、その廃炉への工程表等の日程について国民の関心高い所だと思うんですけども。その辺の今考えてる日程等、スケジュール感あれば教えて頂きたいと思います。

A：(園田政務官)はい。今現段階です、現時点で固まっている訳ではございません。今後まず冷温停止状態というものを確認をするというのが私どもに課せられた責任でございますので、それをしっかりとやっていくという事になると思います。そしてそこから、区域の見直しというものになっていくのではないかとというふうに思いますし、また廃炉に向けた中長期的な工程、これについても年内をめどにというふうに両大臣、細野大臣とそれから枝野大臣より指示を頂いておりますので、その指示に従って年内を目途にこの中長期的なロードマップというものをしっかりと御示をしていくという形になると思います。

Q：ありがとうございます。

○司会

次の方。次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけれども。漏水の関係で、保安院にお伺いするんですけれども。これまで東電が対応してきた事に対して、保安院としてこれは不十分であるという事で、東電に対してこのような対応をするべきであるというふうに、指摘した事というのは、例えば汚染水の漏えい対策について、言わばどのような事があったんでしょうかっていうのがまず1点で。先ほど SPEEDI の関係で文科省から原子力安全委員会に委ねる事にしたとの連絡があったという事なんですけれども。具体的にもう少し詳しく説明していただきたいというのと、それからこれについて文科省側はどのような認識をされてるのかと、そういう連絡をしたのかどうか。連絡したとすれば、その意図は何なのか。時期とかですね、具体的に両省庁から教えて頂きたいんですけれども。それから、各原発の手順書というのは、これは保安院の方で報告を受けるという事になっていたかと思うんですが、これについての具体的なチェックの方法をですね、どのような事を保安院としてされてるのか、されてないのか、されようとしているのか。その3点をお願いします。

A：(保安院)はい。まず保安院からでございますけれども。漏えい防止に関して、どういう事をやっていたか。その例という事だろうと思いますけれども。一つは水処理システムが比較的トラブルが多かったという事もありまして、保安院では確か8月の頭だったと思いますけれども、東京電力に対してトラ

ブルの一覧とそれから再発防止策というものを整理していくという事を指示をして、一旦9月の初めにまとめております。この考え方は、いわゆるその品質保証の活動というものを続けていくと、非常に短時間で施設を作ってきた経緯がございますので、いかにそういったもののその信頼性を上げていくかという形で、8月の初めには指導した例がございます。それから、特に高濃度の汚染水の関係で申し上げますと、特に初期の段階で主プロセス建屋に移送するという際に、保安院としてその漏えいを防止する観点から、特に地下水の管理、地下水とのその水のレベルの管理が大事だという事で、その点は保安院として、かなり主体的に東京電力に対して指導してきたというふうに私は記憶しております。それから、3月16日以降のSPEEDIの件ですけれども、今申し上げましたとおりでございます、それ以上ではございません。SPEEDIについては、原子力安全委員会にて活用する事になったという、そういう旨の連絡があったという事でございます。それから、各発電所の手順書という事でございましたけれども、保安院で東京電力以外の発電所の手順書を網羅的に報告を求めている事実はございません。以上でございます。

A：(文科省)文部科学省です。3月16日のSPEEDIの活用についてお尋ねですけれども、森山さんの方から今お話になったとおりです。今回ご案内のとおり、SPEEDIの本来の放出源情報を用いて放射線の影響予測をするという、本来の活用ができない状況に鑑み、SPEEDIについてはその原子力安全委員会の方において、文科省を通さずに直接原子力安全技術センターの方にSPEEDIの計算の依頼を行えるように整理したところであります。その旨を文科省から保安院の方にも、16日当時伝えたという事であります。

Q：最後の方から聞きますけれども、今のお答え保安院と文科省と答えが違うんですけれど、どうしてずれるんですか。保安院は原子力安全委員会にそのオペレーションを委ねるという主旨の事を文科省から聞いたと言われてて。文科省の方は文科省を通さずに、原子力安全委員会が独自にオペレーションを行うことが可能になったという事の連絡をしたというだけであって、委ねるといふ連絡をしたということではないというふうに聞こえるんですけれども、その違いは何ですか。

A：(文科省)すいません、私の言い方がちょっと舌足らずだったかもしれせんけれども、安全委員会において活用することになったということを保安院の方に文科省の方の担当から伝えたというふうに理解しております。その趣旨といたしましては、文科省を通さずに原子力安全委員会の方で原子力安全

技術センターに直接計算を依頼することとしたという、そういう背景を持って保安院の方には森山さんがおっしゃったような連絡をしたというふうに今回は確認したところであります。

Q：それは口頭の連絡なんですか。

A：(文科省)記録は残っておりません。恐らく口頭だというふうに思われます。

Q：誰がやったんですか。誰が連絡をするという指示を出したんですか。

A：(文科省)そのところは今回確認できませんでしたが、文科省の方の事故対策本部の方の担当から保安院の方の担当に恐らく口頭ですが連絡したというふうなところまでしか確認できておりません。

Q：だって連絡をした人に聞けば誰に言われたんですかって聞けば分かるだけのことであって、それが分からないってのが分からないんですけど。

A：(文科省)関係省庁の間での放射線モニタリングに関する役割分担の中で、文科省の中で原子力安全委員会の方に SPEEDI の活用を託すと言いましょうか、16日以降に移すという状況を聞いてと言いましょうか、組織の中で情報を共有されていると思われまますので、それを受けて保安院の方に連絡したというふうに思われます。

Q：文科省が安全委員会に委ねたのではなくて、安全委員会が独自にできるようになったというだけであって、文科省もできるし保安院もオペレーションを行うことができたと思うんですけれどもそうじゃないんですか。そういう認識が省内であったんじゃないんですか。そうじゃなくて文科省と保安院はそういう趣旨ができなくても、安全委員会しか指示ができないという、そういう認識が文科省の中にあったんですか。

A：(文科省)16日以降も単位放出については引き続き原子力安全委員会からの指示によらず、原子力安全技術センターの方で計算して関係機関に配信していたと、ただ当時の文部科学省の認識といたしましては、文部科学省は政府の中でモニタリングのデータを取りまとめて公表していくと、そのモニタリング情報等に基づく被ばく線量の評価や安全上の評価については原子力安全委員会で行うと、そういう役割分担の中において SPEEDI についても SPEEDI

を実際に線量評価に使うという点は、文科省は行わずに原子力安全委員会の方で行うという整理をしたというふうに理解しております。

Q：それはどこでやったんですか。具体的には誰がやったんですか。

A：(文科省)文部科学省と原子力安全委員会の間でそういう話がされたというふうに理解しております。

Q：保安院はそこに入っていないんですか。事務局ですよ、対策本部の。

A：(保安院)SPEEDI の運用そのものは文部科学省でやっておられますので、確かに保安院に事務局が置かれておりますけども、事務局とは ERC と通常呼んでおりますけども、これは関係省庁からなっております、保安院という所に物理的にはございますが、少なくとも ERC のメンバーは 16 日以降、SPEEDI については原子力安全委員会にて活用することになったという、文部科学省からの連絡があったので、この際には計算を行うにあたっては安全委員会に依頼する必要があるというふうに、そのように理解したということで、以前お話がありましたような原子力安全委員会に実際に計算を依頼した経緯があるということでございます。

Q：誤解してたということが分かったのはいつですか。

A：(保安院)少なくともその後しばらくの間は、独自の計算の依頼は行っておりません。

Q：これまでもその経緯をもう少しご説明いただきたいということ言ってると思うんですけども、まだ分からないんですか。

A：(保安院)今は分かっているのは、その範囲でございます。

Q：ちょっと無責任だと思imasのでちょっと調べてください。二つ目ですけども、手順書のチェックについてはストレステスト、ヨーロッパのストレステストはシビアアクシデントに対する対応についてもストレステストの中でチェックするということになってると思うんですけども、この辺のことは保安院としては把握されてるんですか。

A : (保安院) 保安院としましてはストレステストでシビアアクシデントが対象になってることは承知しておりますし、保安院としましてはシビアアクシデントも対象にしてストレステストを実施することといたしております。

Q : そうすると手順書を入手しないとチェックできないですね。

A : (保安院) 一つ一つの手順書のどこまで見るかというのは、その報告を踏まえて確認すべき問題だと考えております。

Q : シビアアクシデントについての報告を受けて、それで手順書に代わるものとしてそういうものを受けると、そういう趣旨ですか。

A : (保安院) シビアアクシデントと言いますか、アクシデントマネージメントも含めて、シビアアクシデントも含めて報告を受けるということでございます。

Q : その報告内容というのは公開されるんですか。

A : (保安院) 報告内容は既に公開されております。提出されたものについては順次公開しております。

Q : その各原発から来ているものについて、提出されたものは既に公表される。

A : (保安院) 既に提出されているものについては公表されております。

Q : そうですね。それは保安院のホームページを見れば。

A : (保安院) 保安院のホームページで公開されております。

Q : そうですね。分かりました。確認させていただきます。それで最初の質問なんですけども、原子力保安検査官の業務として、緊急時に発電所のトラブルが生じた場合には、現場確認、原因調査、再発防止対応の確認等ということが内閣府のホームページなんか見ると出てくるんですけども、これは一体その法令で言うとどの法令に書いてあるんですか。保安院森山さん。

A : (保安院)原子炉等規制法により、保安検査官でございますけども、ちょっと確認させてください。

Q : 確認していただいた上で、この漏えい対策等を先ほどの対応のご説明だと、具体的な個々の対応についてここに問題があるとかって指摘は全くされてない感じなんですよ。結局アクシデントが度々重なってるからじゃあそういうことがないようにするために東電で考えてみなさいと。じゃあ東電で考えてみまして。東電で考えたことに対してこの点が不十分であるとかそういう具体的な突っ込みとか指摘というのはないみたいなんですけど、保安院というのは今の業務内容から見るとそういうことを正にするために現場にいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、その辺ができないというのはなぜなんですか。

A : (保安院)保安院でございますけど、まず施設計画のようなものは基本的には本院で確認をいたします。保安検査官は基本的には保安検査ということで、保安規定の遵守状況をまず確認をするということでございますけども、本院の指示等によりまして当然トラブル等が発生した場合には現場にて確認をするという作業がございます。しかしながら基本的にまずは施設が災害防止上支障がないかどうかというのを見るのは、通常であれば設置許可、工事計画認可、それから保安規定の認可、こういったところで本院の方でまずは見ております。

Q : 本院で見ているのはいいんですけど、本院と協力してやるわけじゃないですか。本院の人はだって現場に行っていないんだから現場の状況は分からないわけですよ。例えば連絡事項とかっていうのをトラブル時の発生時における原子力安全・保安院への連絡というの、保安検査官の業務内容になってるんですけども、そういうことがきちんとされてないんですかね。

A : (保安院)保安検査官からは当然トラブル等が発生しますと、これは福島に限りませんが、現場に急行してその状況の確認を行うと。同時に当然電気事業者からは報告の義務がありますので、その報告を受けて双方で確認をしていくと。その中で保安院の方から適宜指示をしながら更なる対応を取るというのが通常の流れでございます。

Q : この会見の中でも私だけじゃなく他の方からもいろいろと質問があつて、検査官の人が現場に行かなくても、それぞれの施設に行かなくても、いわゆ

る遠隔的にですね、モニタリングできるような施設、例えばカメラであるとかそういうものを備えるべきではないかというような質問が何度もこれまであったと思うんですけれども、そういうことが今回実現できてなかったっていうのはどういうことなんですかね。

A：(保安院) その遠隔で見るということは順次実施してきておりますけれども、今回は約1日近くですね、確認できてなかったということもありますので、そこは従来堰を設けて漏えいを防止するということが必ずしもそれだけでは十分でなかったということでございますので、そこは対策の強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

Q：ですから、先ほど七尾さんからも言われましたけれども、将来的に起こり得ることについての対応っていうか対策っていうのも今後は検討されるっていうことでいいんですか。具体的な指摘も今後はされていくということいいんですか。

A：(保安院) まず東京電力の施設運営計画については保安院からも様々な指摘をしたり、それから専門家の場で議論してもらって指摘をしたりしてきております。当然今回施設運営計画というものを作って施設を整備していくわけでございますけれども、これからのトラブルの発生がゼロになるということは多分ないと考えております。その都度再発防止策を取ってより信頼性を高めていくということが基本ではないかと考えます。

Q：もちろんゼロにはならないですけど、ゼロにするべく事前に努力をするということが不十分ではないかというふうに思われるという指摘、質問なんですけど。

A：(保安院) したがってその考え方というものをですね、示しながら、そこで見つかればその都度対応を取っていくということでございます。今回の件につきましては先ほど来申し上げておりますようにまだ今、保安院としては確かに評価中でございますけれども、東京電力から出てきております堰でもって漏えいを防止するということに対しては、そのの部分については必ずしも十分な指摘はしていなかったという事実はございます。したがって、その点については不十分な点があったと思いますけれども、不十分な点も含めてその都度改善をしていくということが大事ではないかと考えております。

Q：ではなくて、今現状が何が問題があるかということをもう一度改めて洗い出す必要があるんじゃないですかと言っているんですけども、それはしないんですか。

A：(保安院)全体として施設の配置、設置がどうかということは今正に報告を受けて、さらに報告書を何度か提出して修正をしてもらって、今、専門家の意見も聞きながら正に評価をしているところでございますので、その評価結果についてはまた改めてご説明を申し上げます。

○司会

それでは、次の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。まず園田政務官に。先ほど今回の汚染水の漏えいに関して、海外等関係機関に通告済みというお話があったんですが、具体的にどこに通報をされたんでしょうか。それから、保安院の森山さんに。漏えい防止の報告指示なんですけど、これは期限切っていないというお話なんですけど、仮の話で申し訳ないんですけれども、例えばですね、15日とかですね、当日に出てくるとか、あるいはその提出がない場合でも16日の冷温停止状態というのはこれは影響ないものなんでしょうか。可能になるんでしょうか。そういう判断になるんでしょうか。それから、東京電力の松本さんに。今回漏えいの検知器が付いてなかったというお話なんですけど、これはなぜ付けてなかったんでしょうか。堰で防止するというのは分かるのですけれども、それ以前に堰の所まで出ること自体も問題だと思うんですが、これは例えばそういう漏えい検知器を付けてしまうと鳴りっぱなしになって稼働できないとかそういう状況なんでしょうか。ちょっとその辺を教えていただければと思うんですが。

A：(園田政務官)諸外国に対する通告でございますけれども、ご連絡でございますが、今ちょっと確認をさせていただきます。ここに来る前にですね、外務省を通じて行ったということは聞いておったところでございますけれども、具体的にどの国に対して行ったのかというのは、今ちょっと確認をさせていただいて、後でご報告を申し上げます。

A：(保安院)保安院でございますけれども。保安院として16日に何か決まったというふうな話はまだ聞いておりません。それから、先ほども申し上げまし

たように保安院といたしましては東京電力の施設運営計画を評価をしているという状況でございます。今回の漏えいについてもその対応を再度報告書に盛り込んで再提出をしてもらう必要があるということで、それを求めております。したがって、保安院といたしましては、その評価を行うということでございますので、その評価が行われない限り、行わない限りその冷温停止の判断には至らないということでございます。

Q：分かりました。ちょっとそこまで、今の件で園田さんにもお伺いしたいんですが、政府の方ではこれはどういうふう考えていらっしゃるんですか。先ほどからお話をお伺いしているとあんまり今回の件はもう止まってしまったので済んだことみたいな話になっているみたいなんですけれども。今の保安院の見解もそういうことではないと思いますし、これはどういう。

A：(園田政務官)はい。当然先ほど私も申し上げましたように、この対応も含めて今後評価をするという形を取らせていただいておりますので、当然この再発防止と安全対策確保というものは徹底的に行っていただく必要がございます。それを待ってからの評価というふうに今、私どもとしては東京電力に対して指示をさせていただいたということでございます。

Q：一つ確認なんですけれども、この評価というのはどなたがされるんでしょうかね。要はですね、通常こういう工程表で何か目標を立ててやる場合は当然それをやっている事業者本人がきちんとそれができているかというのを判断するようなものだと思うんですけれども。あともう一つ、保安院がこれを評価するのか、あるいは一部報道、どちらの新聞か忘れましたが、原災本部で今回の冷温停止を発表するみたいな報道もありましたけど、今回これはどこのどなたが最終的に責任をもって判断されるんでしょうかね。

A：(園田政務官)まず、一義的な評価は保安院、原子力安全保安院でございます。そしてその評価を、言わば原子力災害対策本部において確認をするという手順でございます。

Q：そうすると保安院の評価次第では16日というのは延びる可能性もあるということですかね。

A：(園田政務官)先ほどちょっと来話が出ているのですが、私ども16日であるということを発表をした覚えはございませんので、今正しく東京電力からで

すね、修正した施設管理についての考え方を提出をしていただいて、そしてそれに基づいて原子力安全保安院においてこれをまずきちっと評価をするという形がまずあります。それを経ていかないと当然次のステップには進めないという形になるところでございます。

Q：分かりました。ちょっと森山さんにもう一度確認なんですが。その評価なんですけれども、例えば報告書が出てからどの位時間が掛かると、先ほど専門家の方の日程調整するという話がありましたけれども、例えば1回の会合で終わってしまうのか、それとも何回か会合をして評価するのか。その辺はスケジュールというのはどういう感じなんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれども。施設運営計画は確か10月に出されておまして、既に1回訂正版が出されております。この間、専門家に現場を確認していただいたり、あるいは意見聴取会ということで開催しております。全体的な評価をしておりますので、再度今回の件も含めて、あるいはこれまで問題になっておりました水素対策も含めて、今、改定版というものを準備していただいているということでございます。

Q：ですので今まで10月に出てきたものに関して11月の9日に1回再提出もありましたけれども、要するにそういったものを時間掛けてここまで評価されているわけだと思うんですが、その流れの中で追加の水素の部分、それから今回の漏えいの部分出てくる報告が新たに追加されると思うんですけれども、これが追加された場合にまたその1か月位かかるものなのか、それとも1回の会合で終わってしまうものなのか。その辺はどういう感じになるんでしょうか。

A：（保安院）例えば水素の問題にしましても保安院もこれまでずっと内容の確認、状況の把握ということを行ってきておりますので、全く東京電力から修正版が出されたことも初めて見るというわけではないというふうに考えております。したがって当然、評価をしなきゃいけませんけれども、専門家にも何度か見ていただいておりますので、再度開くことは考えておりますけれども、さらにそれが追加的に開く必要があるかどうかは、その時のご意見を踏まえて考えたいと思います。

Q：最短1回で終わらせてしまうこともあるという、可能性としてはあるということですか。

A : (保安院) そのような可能性もあると思います。

Q : 分かりました。松本さんお願いできますか。

A : (東電) 東京電力でございますが、ニコニコ動画の七尾さんのご質問にお答えさせていただきますが、RO 膜によります淡水化装置と、蒸発濃縮式の淡水化装置に関しましては、漏えい検知器はございませんが、いわゆるセシウム吸着装置のキュリオン、サリー、それからアレバの除染装置に関しましては床面に水を検知する漏えい検知器がございます。したがって、中に溜っております高濃度汚染水の清浄によりまして、漏えい検知器を付けているという状況でございます。RO 膜、それから蒸発濃縮式の淡水化装置に関しましては、濃度そのものが十万分の一程度までセシウムが低減できておりますので、堰で一旦受けることで十分であろうというふうに判断していったというふうに考えております。

Q : 以前というか、ずっと何度も聞いているように思うんですが、要するにそういう、その考え方の中ではストロンチウムであるとか、ベータ核種、アルファ核種の取れてるか取れていないか分からなわけで、ベータ核種は取れてないわけですがけれども、取ってないので。これに関しては、取りあえず問題は、漏れても取りあえず問題はないし、その後の修繕作業にも被ばく等を、作業員の被ばく等を含めても、そんなに大きな問題はないということなんでしょうか、付けてないというのは。

A : (東電) いえ、違います。漏れた場合に、いわゆる堰の中に留まっておれば環境への影響はございませんので、この段階では作業上のいわゆるベータ線の被ばくに関しまして、適切な防護措置を取る必要がございます。直接、水に触れないようにするですとか、作業の場合に手を突っ込むような場合では手の先に専用の線量計を付けるというような場合がございます。ただ今回のように、堰から系外に環境の方へ漏えいするというような場合については、当然ストロンチウムも核種としては問題になりますので、そういった防護対策を今後、取る必要があらうかと思っております。したがって、現在保安院さんの方からご指示が出ておりますけれども、堰にひび割れ等の漏えいするリスクがあるところがないかというようなところと、こういった現在床漏えい等が付いていない設備についても、漏えい検知をするようにというのが、今後の再発防止対策の基本的な考え方になります。

Q：今回、漏れたその蒸発濃縮の堰の中なんですけれども、これまでもずっと水が溜った状態だったんでしょうか。

A：(東電)いえ、違います。運転中は乾いた状態にございます。

Q：今回、水が漏れて外に出てきたわけなんですけれども、そうすると堰の中が水で濡れてたというのは、今回が初めてなんですか。

A：(東電)確か、蒸発濃縮装置の試運転か何かの段階で、淡水が漏れたことがあったかと思えますけれども、その辺はちょっと確認する必要がございますが、量として今回が45トン程度溜っておりますのが最大ということになります。

Q：要するに、なぜその発見が1日遅れたかというのを考えると、例えばずっとその堰の中に水が溜った状態であったのであれば、当然、外に漏れるまで漏れてるんだかどうか分からないわけで、その辺というのは確認はされていないんでしょうか。

A：(東電)はい、1日1回12時前後にパトロールすることになっておりますので、運転員がパトロールすることで見つけられるというふうに思っております。それで今回は、一昨日の2時半過ぎに3Aの蒸発濃縮式の淡水化装置を起動しましたが、その際には漏えいは確認されておりません。その後、いつの時点からか漏えいが始まりまして、昨日の12時30分過ぎに漏えいを確認したという状況でございます。

Q：この漏えいの確認というのは、堰から外の漏えいですか、それとも堰の中の漏えいですか。

A：(東電)堰の中の漏えいです。

Q：分かりました。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。まずそちらの方。あとまだ今日、指名を受けてない方で質問のある方いらっしゃいますか。なければ二度目の方も

お受けします。じゃあそちらの方、それではどうぞ。

○月刊紙のファクタ 宮嶋

Q：月刊紙のファクタの宮嶋ですが。先週末の東電の社内事故調の中間報告が出ましたが、政府の事故調、あるいは国会の事故調を含めて、その前になかなかの労作がでてきたと思うんですけど、これには東電は法令を順守してきたし、マネジメントについてはですね、国と一体としてやってきたということが強調されているんですけど、原災本部の政務官であられる園田さんですね、この後最終取りまとめを行うんですけど、この東電の努力というかですね、この報告書について、どのような感想というか、受け止めをもっておられるのかを伺いたい。この報告書を読みますと改めて、とにかく吉田さんという方がベントであれですね、海水注入であれ、第一級の証人であるということは、社内の調査でも明らかになってるんですけど、原災本部として、今、入院されてる吉田さんというのが、やはり第一級の証人であるというご認識をお持ちであるのかということ伺いたい。それから前段の中間報告については、森山さんに伺いたいんですけど、もちろんこの中には保安院に関わることも出ているし、東電は原因者であり、保安院は監督官庁なわけですから、その事実関係については事前にすり合わせ、ある程度の紹介をして確認を取ったと。評価に関わることは別として、ここに書いてある事実については、ある程度保安院として了解したものであるというふうに見ていいのか。その辺を伺いたいんですけど。

A：(園田政務官)まず私から。この東京電力が発出いたしました、この事故調査委員会の内容についてでございますけれども、感想というふうに言われますとちょっと、私の言わば評価が入ってしまう可能性がありますので、言わばこの事故調査に関しては、今、政府の第三者委員会のところで、しっかりとやっていただいているということでございますので、その結果については、それをしっかりと踏まえるといったところで、それに対して私どもがどう対処するのかというところが出てくるのかなというふうに思います。その前提を申し上げた上で、東京電力に関しましては、自らそういった形で何が起こっていたのかというところを、しっかりと国民の皆さん方に対しても明らかにしていくという姿勢そのものは、私は評価出来るのではないかとこのように思っております。今後も最終取りまとめということでございますので、国会ないし政府の事故調に対しましても、同じようなスタンスでしっかりと望んでもらいたいというふうに思っている次第でございます。2点目の場合、その中で吉田所長の果している役割でございますけれども、当然ながら事故当

初より現場の最前線でおられた方でございますので、その内部の様々なやりとりも含めて一番分かっている方ではないかというふうに考えているところでございます。したがって今、ご病気で加療中でございますので、早くそのことに対しては治療に専念をしていただいて、また現場に復帰していただくなり、何らかの形でご貢献をいただければというふうに思っておりますし、またこの事故調査委員会も含めて、そういった内容をしっかりと東京電力という形の中で、私どもに対しても明らかにしていただければというふうに考えているところでございます。

A：(保安院)保安院でございますけども、東京電力の中間報告でございますけども、これは保安院に提出されたものではございませんので、保安院として事前にチェックをしたり、すり合わせをした事実はございません。なお東京電力では、既に9月に法律に基づく事故報告の中間報告がなされておりました、その後新しい知見なり、新たな事実が確認された場合には、この法律に基づく報告というものをを出していただきたいということを申し上げております。

Q：報告書の中には、例えば21ページに保安院の検査官というのは、12日の朝に全員オフサイトセンターに逃げたと、13日に一旦戻ったけど14日から22日までは福島第一原発にはいなかったと明記してあるわけなんですけど、これはもちろん公表されているわけなんですけど事実ですよ。例えばですね、そういう事実については当然役所の常識としまして一応すり合わせをしているというふうに思うんですけど違うんでしょうかね。

A：(保安院)保安院として事前に報告書をすり合わせたことはございません。ただ東京電力のこの報告書の特に前半と言いますか、別冊は別ですけども、第三者委員会ですか、東京電力でかけられている部分につきましては、基本的にはこれまでに公表されてる内容が大部分であったというふうに保安院としては認識しております。

Q：私はなぜかこの席で吉田さんが第一級の証人であるということを申し上げましたけど、現場で頑張った吉田さんは逆に言うと気の毒だと思っているわけで、本来監督官庁である検査員の方が現場に1人もいなくなったということについて、本当は東京電力と同じぐらいの目線で内部の調査を行って、なぜそういうことになったかを含めまして、果たしてこの重大事故で経産省及び保安院がどれだけの役割を果たしたのかということの説明すべきだと私は

思ってまして、先ほど園田さんがおっしゃったように、東京電力は労作ですよ、これだけまとめたわけですけど。しかし検査員からそのような国民に対する説明というのがない、そのことは実は霞ヶ関の他省庁もおかしいと思っていますと私は思うんです。多分お答えいただけないと思うんですけど、園田さんはその点どういうふうに思いますかね。

A：(園田政務官)私ども政府の中では今までもそうでありましてけれども、情報というものは徹底的に開示をしていくというような姿勢で臨ませてはいただいております。しかしながら宮嶋さんご指摘のように私ども政府がそういったところを全面に出すというところよりは、それではなかなか情報というものの客観性というものが評価できないのではないかという議論があったようでございます。ちょっとその場に私いたわけではありません。したがってじゃあ政府としてどういう形で国民の皆さん方に対して説明責任というものを果たしていくかというふうな時の判断として、第三者委員会を設置をさせていただいて、そこを通じて事情と言いますか、事象を明らかにして行くということで行こうではないかという判断のもと、今その事故調が設置をされて、年内を目途にその公表、中間まとめですかね。年内においてはやはり政府としても第三者委員会を通じて、目途に発表をしていくという姿勢を取らせていただいているということでございます。

Q：経産省が自らこの事故を検証して、東電の方に何がしかの報告をする、国民に対して説明する義務というのはないんでしょうかね。

A：(園田政務官)ご指摘のように義務というものは私が負っているというふうに思います。その義務をどういう形で果たすかということの議論の中で、当の保安院はこういったホームページを通じてニュースリリースという形で、どういう形があったということはまず一義的には保安院からお伝えをさせていただいていると。そのほかの細かい部分に関してのこういったやり取りがあったのかについては、そのことは事故調を通じて明確にしていこうということが、経済産業省内あるいはそれも含めた政府の中で議論があった上で、事故調査委員会を通じてと、公正な第三者委員会がきちっと調査をするということを持って、その情報の信頼性というものを確保していこうという、そういう議論であったということをご理解をいただきたいと思います。何も保安院が隠しているということではなくて、当事者である保安院を通じてきちっと政府として責任を持った信頼たるそういう情報を、第三者委員会たる事故調が公表をするということをもって担保をさせていただきたいということ

でございました。

○司会

それでは次の方。

○読売新聞 三井

Q：読売新聞の三井といいます、松本さんに1点と森山さんに1点教えて欲しいんですけども、松本さんには先ほど排水路の流速が毎分300Lとおっしゃられたかと思うんですけども、かなり思った以上に水が流れているように思うんですが、そうしますと3時半に取水が終わってサンプリングが5時過ぎとなりますと、もし流れていたとしても流れつくされていて、5時の水には痕跡が残っていないようにも思うんですが、その点はどう評価されるのかという点が1点と、あとこれは基本的なことなんですけど、蒸発濃縮装置とRO膜を経た後の循環注水に回っていく水というのは、ベータ核種は同じレベルで入っているのか、あるいは塩分と一緒に採れるものなのか教えてもらえますでしょうか。森山さんには先ほど東電に対する指示で原因究明、安全策などの3点の指示を今日中に文書で出すとおっしゃられてたんですが、これは既に口頭でも出したのかどうかということと、あと施設運営計画をそういった今回の事象も踏まえて訂正して踏まえて出すようにということもあったと思うんですが、それはまた別個の指示になるのかということと、それはいつ指示をされたのかということをお教えしてもらえますでしょうか。

A：（東電）まず排水路の流速でございますが、流量としては300L毎分でございますので、少し多いようでございますが、こちらはやはりサンプリングした水を測って結果が出てみないことには少しこれで何か分かるのかというところについては評価は難しいと思っております。いわゆる側溝から流れ出るのにも少し時間が掛かるというふうに思っておりますので、そういったところが残っていれば影響はあるものというふうに思っております。それから濃度でございますが、いわゆる蒸発濃縮装置をとおりますといわゆる濃縮廃液というものと、いわゆる蒸留水というものに分かりますけれども、炉側に回る蒸留水の方は、いわゆる全ベータの核種の量といたしましては、10月4日のサンプリング結果になりますけれども、 2.2×10^1 の1乗 Bq/cm³が全ベータの核種でございますので、 10^5 の5乗で入ってきますけれども、水と言いますか蒸発して基層の方に移行する量は少ないものというふうに考えています。もちろん濃縮廃液の方に溜まる方は全ベータの核種としては 10^5 の5乗レベルがでございますので、こちらの方にほとんど残っているというふうに理解してお

ります。

Q : R0の方は。

A : (東電)R0の方は同じく淡水化装置の出口の方で10の2乗 Bq/cm³というのがR0膜から出るいわゆる淡水側の水でございます。したがって、ストロンチウムに関しましては、R0に関しましても3桁程度は通っていかないというようなレベルになります。

Q : そうしますと循環注水冷却のよく言及される4kmのパイプから最近もちょっと水漏れがあったようですが、今後水漏れが懸念されるかと思いますが、あの辺から直接地面に落ちていく水というのはそれほどの汚染度ではないという理解なんですか。

A : (東電)はい。いわゆる漏えいした場所を測りましても、バックグラウンドが高いせいもございまして、ほぼバックグラウンドを押し上げるような線量にはなっておりません。

A : (保安院)保安院でございますけども、東京電力に対する指示文書でございますが、今こちらに向かっているという連絡がありましたので、多分実際の施行はしていると思っておりますけども、また時間がまいりましたら確認してご説明も申し上げます。それから施設運営計画の件でございますけども、これは昨日口頭で施設運営計画についても今回の事象を反映するよということとは伝えてあるというふうに承知しております。

Q : 時間は詳細に分からないけど、分からないにしても指示文書は渡したということなんですか。

A : (保安院)こちらに今向かっているというふうに、配布用の書類を持って来ているということですので、ちょっとそこはまだ確認出来ておりませんけれども、渡したか、そろそろ渡す頃かだと思います。ちょっとそこは間もなくまいりますので、そこで改めて確認したことをご説明申し上げます。

Q : 冷温停止を判断するにおける施設の安全確保の状況の評価するには、施設運営計画に盛り込まれている再発防止対策などを評価してということでしょうか。

A：(保安院)再発防止対策と言いますか、この漏えい防止対策ということで、施設運営計画に何らかの反映がなされる必要はあると考えております。

Q：反映されたものを評価して判断するという事なんですか。

A：(保安院)そうなります。反映されたものを改めて評価をして、この部分だけではございませんけれども、全体として評価書を整理してございますので、その中でちゃんと評価をしていきたいと考えております。

Q：前段でおっしゃった指示文書の方も冷温停止状態の判断には必要なんでしょうか。施設運営計画の方だけでよろしいんですか。

A：(保安院)当然、共通する部分は多々ございますので、したがって指示文書の中で、当然施設運営計画、施設に反映すべきもの、これはしっかり反映していただくということになります。ただし、例えば今回の漏えいに伴う放射性物質による影響評価、これは必ずしも施設運営計画ではございませんので、それはそれで別途きちんと評価する必要があるかと考えております。

Q：施設にかかわる部分については、冷温停止状態等の判断に評価対象となるということなんですか。

A：(保安院)そうなります。施設に関する、その施設の運営に関するものは、冷温停止状態の判断に必要なになります。

Q：はい、ありがとうございました。

○司会

はい。それでは。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。よろしく申し上げます。東京電力松本さんに。先ほどの木野さんとの質疑の中で、以前淡水が漏れたということがあったということなんですかけれども、これに関しまして、この当時対策をされたのか。対策をしなかったために今回水漏れが起きたのかということをお聞きしたいです。もう1点、文科省の伊藤さん。今回、食品の学校給食の40Bq以下の目

安の件なんですけれども。結局中川大臣と森副大臣の中でちょっと言い方が、機種選定の目安なのか、結局給食食材の目安なのかというところのちょっと差があるので、結局この40Bqという目安は食品安全委員会の結局5分の1になるだろうというところなのか、それとも測る測定機種の予算の関係とかそういった部分から来ているのかということをお教えください。以上です。2点です。

A：(東電)蒸発濃縮装置の漏えいに関しましては、少しおぼろげな記憶でございますので、事実関係を確認させていただければと思います。

Q：お願いします。

A：(文科省)文部科学省です。学校給食に関連して、3次補正予算で17都県に食材の放射能濃度を測定する機器の購入を予定しております。その関連で17都県に出した事務連絡の中において、今ご質問にあった40Bqという数値が出てくるわけなんです、その通知によりますと、機種選定にあたっての検出限界として40Bq/kgが測れるような装置を選定することということが書かれております。記者会見で大臣と副大臣と記者さんとの間でのやり取りで、いろいろと誤解を生むような話があったというふうに伺っております。その辺、国民に分かりやすく、正確に文科省としての考え方が伝わるよう、今後考えていきたいというふうに考えております。いずれにしても、40Bqというのは、食材とかの基準ではありません、機種選定の際の検出下限値としてお示ししているものだということでもあります。

Q：結局、機種選定のために食品安全委員会の目安を参考にしたということが結論というか、そういう形ですか。

A：(文科省)食品安全委員会の方の検討は、現在その委員会の指摘を受けて厚生労働省の方の審議会でも検討されているというふうに聞いておりますけれども、そのところで5分の1に下げるといふようなところの議論がなされていると。したがって、これはもちろん確定したのでもなんでもないわけなんです、ございますが、機種選定するにあたってはそういった仮にそのような低い値が決まったとしても測れるようにと、そういう配慮からその5分の1というのを事務連絡において言及したところであります。

Q：分かりました。ありがとうございます。この点に関して、以前こうした基

準が改定されるということで、厚労省の方にしかるべきタイミングで、この共同会見に来ていただくということをお願いしたと思うんですけれども、その点に関して何か進行とかありましたら教えていただきたいんですけれども、園田政務官いかがでしょうか。

A：(園田政務官) すいません。それ私からどういう形で指示したかは、詳細に覚えておりませんので、どういう形で出来るかですね、ちょっと厚生労働省に対しても聞いてみたいと思います。

Q：12月の中旬とかに、何か基準が出るということなので、そのタイミングでお願いできればと思います。よろしくお願いします。

A：(園田政務官) 厚生労働省でよろしいですか。食品安全委員会ではなくて。

Q：どうかな。どっちが望ましい。

A：(園田政務官) じゃあ、厚労省という線で調整してみたいと思います。

Q：すいません。よろしくお願いします。

A：(園田政務官) ちょっとすいません。先ほどですね、木野さんからご紹介のあった件でございますが、外務省からですね、今回の漏えい事象については在京の大使館全てにおいて、外務省を通じて連絡をしたそうです。確認が取れました。

○司会

ここで本日の作業状況について東京電力から説明します。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

A：(東電) 本日の作業の実績等についてご報告させていただきます。原子炉への注水でございますが、現在1号機は4m³/h、2号機は給水系から3m³/h、炉心スプレイ系から4.3m³/hで注水中です。3号機は給水系から2、炉心スプレイ系から6.0という状況でございます。なお、本日1号機は17時45分に給水系からの注水量を4.0から4.5に上げております。それから、3号機も17時47分に給水系からの注水量を2.0から2.2に調整をいたしております。

続きまして、窒素ガスの格納容器内への注入でございますが、格納容器の圧力といたしまして17時現在1号機は118.1kPa、2号機113kPa、3号機101.6kPaでございます。17時現在の2号機格納容器ガス管理システム出口での水素濃度は0.5%です。使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在1号機のプール水温は16.5℃、2号機21.2℃、3号機17.7℃、4号機26℃でございます。タービン建屋の溜まり水の移送の状況です。現在2号機から雑固体廃棄物減容処理建屋に移送しております。3号機の移送は本日10時31分に停止中でございます。それから、6号機のタービン建屋の溜まり水に関しましては、屋外の仮設タンクへ明日の16時までの予定で実施いたします。その他、明日の予定になりますけれども、3号機の復水貯蔵タンクの水を以前行いましたけれども、3号機のタービン建屋地下へ移送を行います。建屋の水位の状況です。プロセス主建屋の水位は16時現在3,654ミリ、午前7時と比べますと20ミリの低下、雑固体廃棄物減容処理建屋は初期値からの増加量で申しますと2,175ミリ、午前7時と比べますと22ミリの低下、サイトバンカ建屋はOPで4,328ミリで、午前7時と比べますと3ミリ上昇になります。トレンチの水位です。16時現在1号機はダウンスケール中、2号機は2,898ミリ、3号機3,173ミリです。午前7時と比べますと、2号機は8ミリ低下、3号機は変化なしです。タービン建屋の水位です。16時現在1号機は3,544ミリ。2号機2,915ミリ。3号機2,926ミリ。4号機2,940ミリです。午前7時と比べますと、1号機は14ミリ上昇。2号機8ミリ低下。3号機13ミリ上昇。4号機7ミリ低下です。原子炉建屋地下一階の水位です。16時現在1号機は4,102ミリ。2号機3,039ミリ。3号機3,140ミリ。4号機2,944ミリです。午前7時と比べますと、1号機は4ミリ低下。2号機6ミリ低下、3号機9ミリ上昇、4号機22ミリ低下です。続きまして、作業の状況です。循環型海水浄化装置に関しましては、9時54分に運転を再開いたしました。それから、5号機の取水路の清掃作業でございますが、予定どおり作業終了いたしまして、原子炉側は17時36分から冷却を再開いたしております。温度上昇は12.9℃ございました。使用済燃料プールの冷却は17時55分に冷却を再開いたしております。温度上昇は0.6℃でございます。なお、5号機の取水路の清掃作業は、本日で一応終了いたしましたけれども、明日再度、水中カメラで清掃状況を確認いたしますので、再度冷却の方をそれぞれ停止いたします。それから、原子炉建屋のサンプリングですけれども、本日10時35分から12時05分にかけて、3号機原子炉建屋のダストサンプリングは予定どおり終了いたしております。明日は2号機の原子炉建屋のダストサンプリング、それから格納容器ガス管理システムでのサンプリングを予定いたしております。それから、その他の作業でございますが、本日15時44分から16時48分にかけて

して、高台に設置しております原子炉の注水ポンプの軸受部の油に、結露と思われる水が混入しておりましたのを、12月4日、昨日確認いたしましたので、常用の原子炉注水ポンプのうち、2台を停止して油の交換を実施いたしております。なお、待機号機がございますので、注水そのものは継続しております。現在は、その交換作業は既に終わっております。それから、水処理装置の運転の状況でございますが、蒸発濃縮式の淡水化装置につきましては停止中でございます。RO膜によります淡水化装置は3系列目を使って運転を行っております。本日12時の時点での淡水精製量ですけれども、累積値で76,620トンとなっております。ベッセルの交換の予定でございますが、本日交換はキュリオン、サリー側ともございませんでした。それから、明日の予定でございますが、ベッセル2塔、Hベッセルの2塔を交換いたしますことと、もう一つは先週お伝えさせていただいた、AGHのヴェッセルを、KHベッセルに交換する予定です。それからサリーのベッセルの交換の予定は、明日の予定はございません。プラント側は以上でございます。

○司会

質疑を続けます。二度目以降の方も含めて、ご質問をお受けします。質問のある方、挙手をお願いします。こちらの、左の列、一番後ろの方。どうぞ。

<質疑継続>

○フリー 木野

Q：はい、フリーの木野ですけれども。まず、一つ保安院の森山さんに。ちょっと以前からお伺いしてたんですが、3月12日の午後2時の中村審議官の会見で、発電所の周辺か、あるいは1号機の周辺で、セシウムやヨウ素が出たという話があったんですが、これは場所は1号機の周辺なのか、発電所の周辺なのか。あるいは一部報道では放医研が見つけたという話もあったんですが、確認できましたでしょうか。それから、東京電力の松本さんに。12日のベント作業での被ばくの4人の方の線量を、以前教えていただいたんですけれども、これは線量は当日1日のものだったのか、それともベント作業だけだったのかというのは、確認できましたでしょうか。教えてください。それから、もう1点。東京電力松本さんに。これもちょっと以前お伺いしてたんですが、大津波警報が出た後に、3mの予報が、午後3時14分に6mになった際に、追加の何か避難指示であるとか、作業指示というのは何か出されていたでしょうか。これは確認できたでしょうか。お願いします。それからもう1点、松本さんに。先ほどの漏れた水なんですけど、昨日ベータ線量が110ミ

りという話があったと思ったんですが、これは 110 ミリはどの辺で測ったものでしょうか。というのを、以上お願いします。

A : (保安院) はい。まず保安院でございますけども、確か前回ご説明したと思っておりますけども、3月12日にセシウム、ヨウ素の検出についての認識ですが、県の、福島県が実施したモニタリング結果で確認されております。その件は既にホームページ上、公表しております。

Q : そうすると、発電所の中ではないということよろしいですかね。当日の報道を見ると、1号機の周辺で検出されたという速報が流れていたりしたんですが。

A : (保安院) 保安院でございますけど、確かヨウ素は検出されてることは、確か報告あったように記憶しておりますけども。

Q : それは発電所の中。

A : (保安院) 発電所の中で検出されていたと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

A : (東電) 東京電力でございますが、ベント作業に従事した者の被ばく線量に関しましては、以前4人分のお伝えをさせていただきました。これは12日、当日の被ばく線量でございます。報告書と言いますか、時系列のところにも25 mSv というふうな記載がございますが、こちらはベント作業に行った、ベントと言いますか、ベント作業に行った際の作業時の被ばく線量でございます。それから、6mの警報が出た際の対応については、現在確認中です。それから、ベータ線の110 mSv/hに関しましては、堰から漏れた水が側溝に落ちていく所の水の表面の線量を測ったものです。

Q : ありがとうございます。まずその12日の件なんですけれども、当日保安院の方から先ほど、報告が106ミリの1人しかなかったということなんですけども、これの先にも相当被ばくの量が多くて、他にその当日、例えば顔面の汚染であるとか、あの当時僅かな、僅かなと言うとちょっと語弊がありますが、けれども、割りに細かいものまで政府の方に報告していたと思うんですけれども、初日の3人に関して報告されなかったというのは、何か理由あるのでしょうか。

か。

A : (東電)いえ、特にございません。4人の中の最高の被ばく線量の者を、保安院さんの方に報告させていただいております。当日の被ばく線量といたしましては、以前お伝えさせていただいたように、一番小さい者で 62.19 というような状況でございました。

Q : 当時は報告する、しないというのは、これは東京電力側で判断して報告をしていたんでしょうか。状況としては。

A : (東電)はい。いわゆる被ばく線量に関しましては、特に何か保安院さんに取り決めがあるというものではございませんので、今回、その都度高線量被ばくがあった者に関しまして、今回はベント作業で非常に注目されたものがございますから、最高の被ばく線量を報告したものになります。

Q : いや、その注目されていたベント作業の中で、なぜ最高のもので残りの3人の方が報告されていないのかが、注目されていたのであれば、余計に報告があって然るべきではないかなとも思うんですが。

A : (東電) その辺りはどちらかと言いますと、最高の被ばく線量が一番影響が大きいと思いましたので、その報告をさせていただきました。

Q : 分かりました。保安院の認識としては、これは特に問題はないということですかね。

A : (保安院)保安院でございますけども、まず法令の基準を超えるような場合には、これは当然報告されますので、当時まだ 100 mSv ということでございますので、これについて報告されたのは、それは当然のことだというふうに考えております。

Q : ありがとうございます。それから津波の件は、これはまた確認中ということなんですが、大分時間が掛かりそうな状況でしょうかね。

A : (東電)はい。正確に聞き取った上で事実として認定する必要がございますので、少し時間が掛かろうかと思っております。

Q：先日の中間報告の際にも、6mの警報に関しては、そもそも検証委員会にも伝えていなかったようなんですけれども、これは伝える必要がなかったのか、それとも特に動きがなかったのもそのまま3mということだったのかというのは、何か理由というのはあるんでしょうか。

A：(東電)はい。それも確認させていただきたいと思います。

Q：ありがとうございました。後ですね、そのベータ線の110ミリなんですけれども、ちょっとその関連というかですね。先ほどその警報が出なかったとお話があったのですが、基本的に蒸留の前であれば、漏れた場合は空焚き等があるので警報が出るかと思うんですけれども。でなかったというと、蒸留後の可能性というのが高い感じになるんでしょうか。

A：(東電)はい。まだ漏えい箇所が突き止められておりませんので、漏えい箇所を突き止めた後、評価していきたいというふうに思っております。

Q：それから、ベータ線量が110ミリというのはこれは評価されていたんではないか。ある程度このぐらいになるという推定のBq数みたいなのが。

A：(東電)はい。こちらは以前から10の5乗Bq/cm³というベータ核種があるという事は知っておりましたので、当然、直接水に触れるというような場合には、必要な防護対策は必要な設備であるという事は認識しております。

Q：そうすると110ミリのベータ線量というのは、この濃縮塩水と淡水に分かれた後の、濃縮側の割に濃い側が出ていたというような感じ何でしょうか。

A：(東電)はい。そうですけれども。一つ補足させていただきますと、容器の中に入っている限りはベータ線でございますので、いわゆるアルミ箔一枚でも十分遮蔽が効くものでございますから、水に直接触れるようなものでなければ、被ばく管理上は適切な防護措置さえ届けば、問題ないものでございます。

Q：いや、今回漏れたその全量というのが、要するにこの濃い側が全部出てきたという、そういう事になるんでしょうかね。

A：(東電)はい。堰の中に溜まっております核種も調べておりますけれども、

現在セシウムの 134 と 137 が、堰の内側の水は 10 の 1 乗 Bq/ cm³ という形で見つかっておりますので、その分見つかっております過去の水質と同程度のベータ核種があらうかと思っております。また直接水の表面線量で、110mSv/h でございますのでベータ核種が相当量あると思っております。

Q : 分かりました。ありがとうございました。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。ここの列の一番後ろの方。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども。先ほどの SPEEDI に関する件なんですけれども。先ほど文科省と安全委員会との間で文科省を通さずに、安全委員会に委ねることにした云々の協議を行われたんだという事を言われたんですが、安全委員会側としてはその協議の内容、あるいは協議に出た方等についてどのような認識があるのかという事がまず 1 点です。それから、現地の説明会で地元住民への説明内容について、前に園田さんの方から一つご開示を頂いて、この結果ちょっとこれ誤解を呼ぶのではないかなと思うような部分がある点の指摘をさせていただいたりもして、開示をしていただいた事がとても役に立ったのかなというふうには思ってるんですけれども。他の所に配られた物についての、公開というのはその後どうなってるのかなという事と、福島県が民間貸住宅の借り上げ制度について、他県に対して打ち切りを要請したという事が先月の末に報道されたんですけれども。それに対して、昨日福島県知事に対してフーズジャパンとか、福島の子どもたちを守る法律家ネットワークとか、子ども達を放射能から守る福島ネットワークとか、幾つかの団体から抗議が福島県知事に対してされてて、これまでいろんな事情で避難出来なかったんだけれども、自主的に避難を行いたい、ちょうど年度の変わり目で行おうと。つまり 3 月末にですね、来年 3 月末とか、避難を行いたいと思ってる方もいたりするという事なんですけど、そういう方の声っていうのがこうって沸々と上がってきてる中で、福島県知事がそういう事他県に対して要求しているという事については、園田さんとしては何か福島県に対して要望されるとかそういうような事はされないのかなという、その 3 点です。

A : (原安委) はい。原子力安全委員会ですけれども。3 月 16 日の時点では、SPEEDI をどうするかについては、文科省とは一切協議はございませんでした。文科省から一方的に通告があったのみであります。担当者レベルで電話での連絡

があっただけであります。

Q：その連絡の内容というのをすいませんもう1回、ご説明下さい。

A：(原安委)はい。SPEEDI の運用は文科省では行わず、安全委員会がモニタリング評価などに向けて、SPEEDI の運用を行うこととなったため、安全委員会で効率的に SPEEDI を使えるように、オペレーターを安全委員会に派遣しますということでした。

Q：文科省の方はそれでよろしいですか。そういう、協議をしないで一方的に通告をしたという事でよろしいのでしょうか、その今の内容で。

A：(文科省)協議というのが、どういう事を指すかというのは、ちょっと定かではありませんけれども、16日の段階でそのような連絡をして、実際にそれ以降、原子力安全委員会の方で、例えばその放出源情報の評価なり、SPEEDI のその計算機能の活用を行うようになったという事であります。

Q：文科省では行わずというところも、連絡をしたんですか。

A：(文科省)その詳細な連絡内容については私確認しておりませんが、理解としましては16日以降、SPEEDI のその計算機能の活用は原子力安全委員会の方をお願いしたという事だと思います。

Q：結果的には、それを取り消したのはいつですか、文科省として。

A：(文科省)取り消したというような事ではなくて、前回の質疑のところにもありましたように、原子力安全委員会に派遣されていた原子力安全技術センターのオペレーターについて、5月末だったと思いますけれども、原子力安全委員会から原子力安全技術センターの方に戻ったという事であります。

Q：文科省で行わずっという事を取り消して、文科省でもやるし、保安院でもやりますよという事を、ちゃんと連絡したのはいつですか。

A：(文科省)そのような連絡を改めてしたかどうかについては、恐らくしてないと思います。

Q：そうすると、安全委員会は完全に誤解した訳ですよ。その安全委員会が独自にやらざるを得ないのだと。文科省も保安院もやってないんだと、そういう誤解を安全委員会にさせたその状態を、ずっと放置してた訳ですか。

A：(文科省)すいません、ちょっと質問のご主旨が。

Q：これはですね、結局文科省と安全委員会の間で、管轄がどうのこうのと言うことで、SPEEDI がうまく運用出来なかったと、そういう言い訳をされてる訳ですよ。それが文科省の方が今言われたような、通告を一方的に行った事によって、安全委員会の方では自分のとこがやってるんだというような認識で、持たざるを得なかったと、一方的に押し付けられたと、いう認識を持たざるを得なかったと。文科省と保安院は、安全委員会はオペレーターを送ってるだけで、自分たちでやろうと思えば出来るんだという認識もあったと、そういう中で結局 SPEEDI の運用がうまく行かなかったんだという事を、安全委員に押し付けてるというふうにしかなれないんですけれども。文科省と保安院が。

A：(文科省)繰り返しになりますけれども、SPEEDI のいわゆる事前に定められていた運用と言うのは、規制官庁から情報を受け取って文部科学省が原子力安全技術センターにその計算の指示をすると、そのような状況が予め想定されていた訳なんです、そのような事ができなかったという事で、そういう緊急の事態に鑑みて、じゃあどうするか、どのように SPEEDI なりを活用していくのかということについて、16日午前の段階で同時に、モニタリングの情報の取りまとめとそれからモニタリングの情報の評価ということについての関係省庁、文科省、原子力安全委員会、災害対策本部の役割分担が官房長官のところでなされましたので、それを踏まえて、SPEEDI についてもそういう評価の部分は原子力安全委員会の方に、SPEEDI を用いた計算結果の活用といった評価については原子力安全委員会の方に移すのが適当であるというふうに文科省として判断したということでもあります。

Q：評価はいいですよ。やっていただくのはね。でも運用自体を文科省で行わないということとは違うじゃないですか。

A：(文科省)運用といいましょうか計算結果の指示とその活用ということについて原子力安全委員会の方に移したといいますかお願いしたと、文科省はもっぱらモニタリングデータの取りまとめ公表を行うという役割分担に今回の

緊急事態に鑑みて行ったということでございます。

Q：ですからそうすると、通告した内容と全然違うじゃないですか。通告内容は SPEEDI の運用は文科省では行わずと、今のご説明だと SPEEDI の運用は行うけれども出てきた数値の活用とかあるいはその評価について安全委員会の方をお願いするというのは全然違うじゃないですか。

A：(文科省) ちょっと言葉が混乱していたとしたら申し訳ございません。いわゆる SPEEDI を用いた単位計算というのは事故発生以降自動的に行われております。これとは別の一定の仮定をおいた計算の指示、あるいはそれを踏まえた評価、ここについては文部科学省では行わずに原子力安全委員会の方をお願いしたということでありまして。

Q：だって SPEEDI をどういう形で入力したらいいかなんていう情報が安全委員会の方にきちんと、現地での状況というのがきちんと伝わってそれだけのマンパワーがちゃんと安全委員会の方にあったわけですか。そういうのをきちんと確認した上でそういった通告をしたんですか。

A：(文科省) ちょっと通告という言葉が適切かどうかはありますが、原子力安全委員会の方でもまた保安院の方でも SPEEDI の端末がございます。それから防災訓練等においてもそれがどういう機能を持って使われるかにおいても当然理解はあったと。加えて条件を入力して計算するという行為において、文部科学省に一旦情報を介さずに直接原子力安全技術センターの方に指示できるようにした。そのために必要なオペレータも 16 日以降原子力安全委員会の方に派遣したということでありまして。したがって能力的に云々とありますが、その点は特に問題ないというふうに思います。

Q：いやだから通告内容と今のご説明全然違うじゃないですか。同時並行でやるんだったらそれは別に安全委員会のマンパワーとか能力とか余裕とかそういうの全く関係ないですけども、通告の内容というのは文科省では行わないで一切安全委員会ですべてやってくれというんだから、それは違うじゃないですか。じゃあ 3 月 16 日以降文科省と保安院がそれぞれ独自に単位量以外で計算したのはいつなんですか、最終に行ったのは。3 月 16 日以降最終に文科省と保安院が独自なデータを入力して計算したのはいつなんですか。保安院と文科省それぞれ。

A：(文科省)まず文科省からお答えしますが、それ以降単位放出以外の計算はしておりません。

Q：保安院は。

A：(保安院)確認させてください。

Q：お願いします。

A：(園田政務官)はい残りは私からお答えさせていただきます。前回、前々回ですかね、住民説明会に用いた資料についてご提示をさせていただいていろいろご指摘をいただきありがとうございました。しっかりそれも踏まえた分かりやすくしていかなければならないんだろなというふうに私も感じた次第でございます。その上で前回もお答えさせていただいておりますが、今その説明者の方の同意をいただくべく支援チームが了解を取りにいっているというふうに聞いておりますので、取れ次第またここでお持ちをさせていただきたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちをいただければと思います。それから三問目の民間賃貸住宅の打ち切りというのはすいませんどういう形で行われたのかどういう意図であったのかというのはちょっと一度私も確認をさせていただきます。ちょっと事柄の詳細がよく私も見えない状況がございますので、確認をさせていただければというふうに思います。その上ででありますけれども、いわゆる避難者も含めて適切な放送というのはやっておかなければならないんだろと私自身は思っておりますので、どういう形で福島県さんがご判断をなされたのかというのは一度事実関係だけでも確認をさせていただく必要があるのかなというふうに思いますので、ご指摘を踏まえてちょっと確認をさせていただきます。

Q：よろしく申し上げます。現地説明会の説明内容についても例えば説明者の氏名とか肩書きはなくてもいいと思うので、出来るだけ早期に開示をいただいてより適切な説明が行われるように皆さんの目で見れるような状況を出来るだけ早めに作っていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

A：(園田政務官)はい。急がせたいと思います。

○司会

ここで保安院から補足の説明があります。

補足説明

A：(保安院)保安院でございます。今、資料を配布させていただきました。本日の指示文書の写しでございますが、内容は先ほど私口頭で申し上げたとおりでございます。原因究明と再発防止策、それから今回以外の堰についての点検とそれから必要に応じて補修、プラス巡視点検の強化、漏えい検出器の設置等の堰からの漏えい防止について対策計画を策定して実施すること。それから周辺環境に対する影響評価ということでございます。本日 18 時 50 分に保安院の山本首席統括安全審査官から東京電力の山下施設管理部長に手交したということでございます。それから一番最初にご質問のありました保安検査官でございますが、原子炉等規制法では 67 条の 2 というところに保安検査官の事務というものが書いてございますけれども、原子力発電所について申し上げれば 37 条、原子炉等規制法 37 条に保安規定というのがございましてここには 37 条の第 5 項に原子炉設置者は主務省令で定められているところにより前項の規定の遵守状況、すなわち保安規定ですね、遵守状況について検査を受けなければならないとなっております、これは正に保安規定の遵守状況の検査を行うということが保安検査官の事務として法律には規定されております。以上でございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それではそちらの二番目の列の一番後ろの男性の方。その後その斜め前の女性の方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくをお願いします。文科省の伊藤さんをお願いしたいんですけどもよろしくをお願いします。先ほどもちょっと出ましたけれども学校給食の食材に含まれる放射性物質に絡んで基本的なことを伺いたいんですけども、文科省は 11 月 30 日に自治体による検査の支援事業の実施に向けて東日本の教育委員会に通知を出したわけなんです、これがどうして 17 都県に限られているのかその理由について教えていただけますでしょうか。

A：(文科省)はい文部科学省です。17 都県に限らせていただきましたのは、各県における給食の食材の利用状況とかそれまでに検出されております食品の値などを加味して 17 にしたというふうに聞いております。

Q：すいません。ごめんなさい今の説明分からなかったんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。食品の流通ということですか。

A：(文科省) 前回も同じような質問いただいたんですけれども、この事業の対象とする都道府県は、地域の実情に応じながら、その地元や周辺地域の食材が給食に使用されているかどうかといった点とか、それから野菜などの放射性物質の検出状況などを考慮して、東北とそれから関東甲信越及び静岡県の17都県とさせていただいたということであります。

Q：すいません、まだ分からないんですけれども、これは食材って日本全国に流通していると思うんですけれども、これは17自治体以外はだって全国のあらゆる食材が流通していると思うんですけれども。

A：(文科省) もちろん検査を受けて、その暫定基準値を下回ったものについては全国に流通しておりますけれども、地産地消とか地元の食材をより東北あるいは今申し上げた関東甲信越の地域では、ほかの九州、中国などよりも地元の食材を使う可能性が高いただろうと、そういう中で学校関係者あるいは父兄からの不安に対して適切に対応していくということから、現在申し上げたような17都県というのを取りあえず補助事業の対象としたということであります。

Q：これは全国の学校給食は、親御さんたちがこれは17都県に限らず皆さん心配されていて、当然我々だっていろんなところで各地の食材を普通に買えるわけですから、当然学校にも流通しているわけですし、だからちょっとおっしゃる意味がよく分からないんですけど、これは全国対象にするべきじゃないんですか。そういう議論というのはないんでしょうか。

A：(文科省) もちろんそういうご指摘もあろうかと思えます。この食品の放射線の測定器の補助事業のそもそもの趣旨と申しますか前提といたしまして2点ございまして、まずはその食品の安全については暫定規制値を超えるものが市場に出回らないと、そのような措置が取られているという前提に立っております。その上で学校給食に対する不安、これは特に今申し上げたように地元とか東北、関東域においてそういう不安の声が高いということで、学校給食における安全に加えまして、安心という観点から、この測定器の補助事業を3次予算に計上したものであります。そういった事業の趣旨から見て、

直ちに全国にそれを配置してということまではしなかったということであり
ます。

Q：今安心ということであれば、これは日本全国の親御さん皆さん安心したい
と思うんですけれども、これは1億円でしたよね。3次補正で。恐らく1億円
だけだと足りないってことだと思うんですけれども、これは全国には対象を広
げないんでしょうか。機器を買うにもかなりの金額なので、補助がないとな
かなか難しいと思うんですけれども、これは半額の補助だと思うんですけど、
全国から17都県以外にも要請するのはないんでしょうか。

A：(文科省)3次補正で計上させていただいたのは約1億円強でございます、
その半額の補助とし、残りの半額についても交付税措置を行うということ
でありますので、今申し上げた都県については実質ご地元の負担なく購入でき
るかと思えます。ただし給食の全ての学校、全ての給食について行うとい
うことではなくて、この3次補正で想定しております台数というのは、例え
ば各都道府県5台程度を見積もっております。したがって、今後全国からそ
ういうご要望とかもあるかもしれませんけれども、取りあえず3次補正にお
いてはそのような対応をさせていただいたということでもあります。

Q：繰り返しになりますけれども、17都県以外に全国にこれを広げる、だ
って食材ってのは全国に普通に流通しているはずで、ご説明だと非合理的な
っていかよく分からないんですけれども、これは全国対象にすべきでは
ないでしょうか。

A：(文科省)繰り返しになって恐縮ですけれども、給食の食材の利用状況
とか。

Q：だから利用状況でいうと全国に流通してますから同じように。

A：(文科省)利用状況の程度と申しますか、あるいは関心の程度を踏ま
えて、一律全国というところまでは、もう一つは財源の問題もあります
ので、まずは17都県で始めさせていただいたということでもあります。

Q：これは一旦打ち切ります。すいません。あと松本さんをお願いしたい
んですが、吉田前所長はまだ入院されているんでしょうか。病名をお伺い
するかということではなくて、入院はされているんでしょうか。

A：(東電)確認しますけれども、まだ退院したという連絡は受けておりませんので、入院加療中だと思います。

Q：分かりました。3問目最後は園田政務官にお願いしたいんですけれども、よろしくお願ひします。冷温停止状態達成宣言をされるのであれば、高橋新所長も会見に同席されるべきだと思います。というのはこれは現場の最高責任者になるわけで、吉田所長以前から一部報道陣もインタビューされましたし、ビデオレターなどでどういった方なのかというのは予測はつくんですけれども、報道もございましたし。高橋新所長に関する情報ってのは一切なくて、冷温停止っていうのは現場の最高責任の問題ですので、その際に会見に同席していただきたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

A：(園田政務官)新所長が、高橋さんがこの場に同席という、ちょっと意味合いが何とも今ご質問いただいてつかめなかったんですけれども、そういう面では言わば現場の責任者と言いますか、東京電力としてのこの今毎月やっているロードマップの言わば道筋の改定における東京電力のこの場における責任者としては、相澤副社長が東京電力としての責任を負ってご説明をさせていただいているという状況がございますので、そういった面では、東京電力として誰がこの場に来るかというものはきちっと対応はしてもらいたいなというふうには思っております。その上でありますけれども、政府として今後どういう形でこの冷温停止というものを皆さん方にお話させていただくかは、それはこちらの内部の話でございますので、それについても併せて検討はしておきたいというふうに思います。

Q：是非細野大臣にも是非高橋新所長同席についてお伝えいただければと思います。

A：(園田政務官)大臣にもそういった要望があるということはお伝えはしておきたいと思います。

Q：はい。ありがとうございます。

○司会
次の方どうぞ。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりです。よろしくお願いいたします。まず東京電力に願いいたします。汚染水が漏えいされた件で、コンクリートのひび割れから出てきたということで、そのコンクリートは何らかの防水措置は取られていないのでしょうか。FRP 防水など、何らかのシームレス構造にはなっていないのでしょうか。昨日の写真を見ますと、かなりの勢いで汚染水が漏えいしているのですが、そのコンクリートのひび割れが決壊する恐れなどはないのでしょうか。何らかの措置は取っておられるのでしょうか。キセノン 135 についてもお聞きします。現在キセノン 135 は割と同程度を常に発生していますが、前回増倍係数をお聞きしましたが、かなりこれは 1 に近い、臨界に近い状態だと思うのですが、増倍係数は改めて計算しておられるのでしょうか。その 11 月 7 日の資料では、0.6m³/h ガスが流出しているという資料も出ていたと思うのですが、その中にこのキセノン 135 は常に含まれているということでしょうか、よろしくお願いいたします。文科省の伊藤審議官によろしくお願いいたします、すいませんしつこくて。NNSA のデータなんですけれども、ネプツニウム 239 が 5 月の時点で須賀川市などで 100Bq/m³ 以上検出されているのですが、ネプツニウム 239 は半減期が 2.3 日ですので、これがアメリカ軍の調査で 5 月の段階で検出されていたという点で、文科省そして JAEA としてはどういう評価をされているのでしょうか。この資料によりますと、3 月の時点で、いわきや北茨城なども 100Bq/m³ 以上汚染されていて飯舘や福島市などよりかなり汚染が強いという結果が出ているのですが、3 月末に小児甲状腺サーベイが行われまして、それにいわきの 4 歳児が最高の汚染の線量を出たという結果が出ましたが、その整合性、その理由の説明など、どこか検討はされているのでしょうか、お願いいたします。そして園田政務官に願いいたします。これは厚労省の管轄になるのですが、政府としてどう認識しているか、評価しているかという点で、コメントをいただけたらと思います。10 月 20 日に社会保険審議会の統計分科会というところで、患者調査についての審議が行われました。患者調査というのは 3 年ごとに医療機関でいろいろな疾病などの調査をするのですが、平成 23 年度は、その患者調査の年度に当たっておりまして、今年は宮城県の一部と、福島県全県で患者調査は除外するということが 10 月 20 日の統計分科会で認証されました。この件について、厚労省とそして被災者生活支援者チームと、福島県庁、宮城県庁などでお聞きしているのですが、明確な回答が得られません。なぜ白血病や先天性の危険などを調査する患者調査を、今年は福島県、宮城県の一部で除外するのか。被災地だからということなのですが、岩手では調査されます。そして宮城の内陸部でも調査されます、ですので福島の内陸部等では、会津の方等ではそんなに医療機関なども被害を受けておりませんので、なぜ患者

調査をしないのか、あちこちに聞いているのですが明確な回答は得られません。ですので政府として、この件を認識しているのか、そしてそれを了承しているのか、ご回答をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

A : (東電) 東京電力でございますが、コンクリートのひび割れ箇所に関しましては、防水処置は施しておりません。それから、ひびの長さは約 2cm、隙間と申しますか、ひびの幅は 1、2mm 程度でございますので、こちらが崩れるということはないというふうに思っております。それからキセノン 135 ですけども、増倍率は 1 に近いというふうに申しましたのは、何種類かケース分けして評価した際に 1 に近いものもあるというふうに申し上げたのでございまして、実際にはその 1 に近いものから比較的、実効増倍率が小さいもの間にあるというふうに思っておりますので、今、すぐにも臨界に到達するというものではないというふうに思っております。それから 0.6m³/h がちょっとどの数字か分かりませんが、いわゆる格納容器ガス管理システムで引っ張っている中の気体には、このキセノン 135 は含まれております。

Q : ありがとうございます。小さいものということで、では最下限は前回は 0.5 とおっしゃっていたのですが、0.5 から 1 に近い範囲ということでしょうか。

A : (東電) 報告書の中にケースごとに増倍率のグラフと数字を書かさせていただいておりますので、その中の幅の中に入っているというふうに思っております。

Q : 分かりました、ありがとうございます。では現在 2 号炉のガス管理システムで検知されてるガスと同等ということで、現在その 0.6m³/h という数字が不確かなものということで、常にキセノン 135 が定期的に外に漏れ出ているということでしょうか。

A : (東電) はい、連続的に漏れているというふうに考えております。格納容器ガス管理システムは連続運転しておりますので、こちらの方から引っ張っております。濃度といたしましては、本日、お示しさせていただいたとおり、キセノン 135 で申しますと、 2.6×10^{-2} のマイナス 2 乗 Bq/cm³ という程度でございます。

Q : 分かりました。キセノン 135 は半減期 9.14 時間でセシウム 135 になります

が、これが外に出たキセノンはそのまま全部セシウム 135 になるという認識でよろしいでしょうか。

A : (東電)はい、放射線壊変が行われますと、キセノン 135 はセシウム 135 になります。

Q : 分かりました。コンクリートに防水措置はしていないということで、通常、工場のタンクなど散水現場を、酸性でもアルカリ性でも、FRP 防水などはしているとは思いますが、今回こちらのコンクリートは防水していないという、何か理由はあるのでしょうか。

A : (東電)はい、そういった点は少し不十分だったかもしれませんが、コンクリートそのもので、ある程度堰の中に水が貯められるというふうに判断しております。

Q : 分かりました。不十分だったということで、それは検討不足だったのか、若しくは費用が足りなかったのか、こういった理由があるのでしょうか。

A : (東電)まずは、今回の件で申しますとひび割れがございまして、そこから漏えいしたということになりますので、そういう意味では日頃の日常点検の面では少し不十分だったというふうに思っております。堰があるから大丈夫というふうな思い込みがあったとすれば、少し反省すべき点ではないかと思いますが、そういった点を今後教訓として、再発防止対策を講じていくことになります。また防水措置を施していないかどうかについては、ちょっと確認させていただきます。

Q : 分かりました。よろしく申し上げます。

A : (文科省)文部科学省です。アメリカの NNSA が公表したデータに関連してのご質問ですが、まずその前提といたしまして、文科省の役割として、いろいろな政府が、あるいは自治体が行っておりますモニタリングデータの公表、取りまとめを行っておりますけれども、今回、アメリカの DOE が公表したデータ、あるいは他の国内の研究機関が測定し公表したデータについてもですが、評価するような立場にはないということをまずちょっと申し上げておきたいと思えます。その上で、ただかなりのデータが3月から4月、一部5月にかけて出たということもありますので、というご指摘がありましたので、

原子力研究開発機構などに、こういうデータがあるけれどもという話してお示しているところであります。したがって今、その検討の状況については、まだ報告を受けておりません。それからいわき方面といたしまして、南の方でヨウ素の高い濃度が検出されたというデータが含まれているのではないかとのご指摘かと思えますけれども、これについては3月末に現地対策本部におきまして、北西方向と正にいわきの方で、小児甲状腺のスクリーニング調査を行いまして、その結果、私どもが聞いておりますのは、内部被ばくの線量調査において健康に影響を及ぼすような例はなかったというふうに聞いております。したがって南の方に、そのプルームと申しますか、3月の段階で高い線量域がみられたということと、それはSPEEDIの計算結果によっても示されてるところですけれども、それとおっしゃられたアメリカのデータというのは矛盾するものではないのかなと、これは個人的な感想ですけれども、思った次第であります。以上です。

Q：ありがとうございます。では文科省がモニタリングなどを評価する機関がないということで、DOEのデータや、各大学の研究機関などのデータを、総合的にたくさんのデータを評価する機関というのは、部署というのはどちらになるのでしょうか。

A：(文科省)評価と申し上げましたけれども、各機関でいろんなデータが出ております。そういったデータについては、測定条件を含めて適切な形で公開されることが国内外の研究者にとって重要だと思います。研究者と申しましたのは、政府として最低限評価して、避難とか除染に活用しなくちゃいけないデータについては、文科省あるいはそれぞれの機関、省庁において、その評価なりモニタリングデータの活用が行われてるところでありますけれども、一般に申し上げれば、それ以外のデータについては、広く内外の研究者がアクセス可能な形で事故直後の飛散状況を再現してみるとか、あるいは既に例えばシュミレーションという形で国内外の大学が発表してる例もありますけれども、そういうような形で活用されていくのが一つの望ましい姿ではないかというふうに思っております。したがって住民の方の健康影響評価とか、除染、こういったものに必要なモニタリングのデータと、その活用、評価については、現在もそれぞれの省庁において行っているところだというふうに理解しております。

Q：ありがとうございます。それぞれの省庁ということで、では、例えば学会でアクセプトされた論文等やその適切に公開されたものを統括して調べる部

署はないということでしょうか。それぞれ外野でやるということなんですか。

A : (文科省) 学会での評価、研究論文にも空間線量に関するものもあれば、内部被ばくに関するものとか、海洋汚染に関するものと、いろいろありますので、そういったデータが学会等で評価されて適切なものであると評価されるのであればそれぞれ、例えば海のモニタリングについて関心といたしましょうか、海産物とかについて責任を持っている省庁なり、あるいは県民の健康調査について実施しているところがそういった評価を活用しながら最新のものに各々アップデートしていただければよろしいのではないかと思います。そういう意味で全てを一元的に網羅しているところはないというふうに承知しております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。事故直後の文科省のデータはかなりの量が少なかったというふうに坪井審議官からもお聞きしていたのですが、では、その全てを一元的に管理する部署がないということで、その初期のデータを文科省のデータを DOE のデータや各学会でアクセプトされた論文等を活用して再検討するというのもされないのでしょうか。

A : (文科省) 例えば今回の DOE の方で発表されたデータ、ざっと見てみますと、例えばダストのサンプリングというのも福島県内で行われ始めたのは3月19日以降で、文部科学省の方で空間線量率を測り始めたのが3月15日。それからダストの方を測り始めたのが19日ということですので、事故直後の11日から18日辺りのデータをこの DOE の方に期待するというのはちょっと難しいのかなというふうに思いました。

Q : ありがとうございます。文科省のダストサンプリングのデータは3月19日からですが、それはほぼ1日に数箇所ずつということで、3月23日や3月25日に初めてダストのサンプリングを取ったという箇所もございました。ですので、できるだけ初期のデータを集めて再検討することが初期の事故直後の被ばくについて必要なのではないかと思ったのですが、今のところ再検討はしないという形でしょうか。

A : (文科省) それは多分内部被ばくの評価に関わってくると思いますので、一元的には健康管理調査に対して責任あるところがさらにどういうデータを精緻化していく必要があるかどうかの判断をしていくことになるんだろうと思

います。ただし、せっかくああいうデータがあるので関係機関には示して、使えるものなのかどうかということは引き続きお願いしております。その過程の中で例えばデータの測定条件が分からないとか、あと例えば細かい話ですけれども、この時刻というのは日本標準時刻なのか、アメリカの時刻なのかということも含めて、アメリカ側に幾つかファクトを聞かなければいけないという話も聞いておりますので、少し時間は掛かりますけれども、そういった確認作業は引き続きさせていただきたいと思っています。

Q：分かりました。ありがとうございます。冒頭に福島過去のプルトニウム、ストロンチウムも教えていただいてありがとうございました。

A：(園田政務官)厚生労働省の社会保険審議会ですらよろしいですかね。

Q：はい、その統計分科会です。

A：(園田政務官)統計分科会、はい、すみません。まず、どういったものなのかちょっと私も現時点で知っておりませんので、一度調査をしておきたいと思います。その上でありますけれども、通常私の経験上申し上げますと、厚生労働省の場合は全て審議会、ホームページでオープンにしていたというふうに記憶をいたしておるんですが、この部分はまだ出てきてないですか。

Q：いえ、オープンになっているのですが、宮城県の一部と福島県全県で今年度患者調査をしないことについての理由はオープンになっていないんですね。なので、厚労省に直接問い合わせ、回答を得ました。その回答をしていた方もその理由はホームページ上にオープンにはしていないとのことでした。

A：(園田政務官)そのオープンにしていない理由は何ておっしゃってました。

Q：そのオープンにしていない理由は、宮城県の沿岸部と福島県全県は被災地でありますので、患者調査を医療機関にかける負担というものを考えて、今年度は宮城県の一部と福島県全県は患者調査をしないという回答をいただいたのですが、ではなぜ宮城県の内陸部では患者調査をして、福島県の内陸部では患者調査をしないのかという回答には明確なお答えをいただけなかったのです。

A : (園田政務官) ああ、そういう意味ですね。分かりました、分かりました。ちょっと、恐らくですね、宮城県の場合は今おっしゃったようにですね、沿岸部とそれから内陸部とでは事情が違うということなんだろうなというふうに今、私も受け止めましたけれども、福島県の場合は恐らく全域でこれから健康管理調査もやっていくというところがあるので、そういった面では少し宮城県とは事情が違うのかなというふうには受け止めることができるのではないかなと思いますけれども、いずれにしてもちょっと厚生労働省がどういう、それを受けてですね、審議会の発表を受けてどういう形で判断したのかということは今後少し調査してみたいと思います。

Q : 分かりました。よろしく申し上げます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。今、後ろの方に1名、2名、手が挙がっていますけど、他にいらっしゃいますでしょうか。今、手の挙がっている2名で終わりということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、まずこの列の一番後ろの方。それから左の列の一番後ろの方。どうぞ。

○NPJ 日隅

Q : NPJの日隅ですけれども、SPEEDIの関係で安全委員会の運用実績がですね、ホームページにまとめてちょっと載っていないような感じがするのですが。もし安全委員会でやられている、ここを見れば全部分かりますよというのがあったら教えていただきたいと思います。それから、先ほど文科省、単位量の結果については継続的に行っていたということなんですけれども、それを活用しないということについて保安院、事務局である保安院と協議をしたのかどうかということを変更して確認したいんですけれども。安全委員会の方にそのような3月16日に改めて連絡をするにあたって、その段階で保安院とそのような協議をしたのかどうかということ。それから、先ほど配っていただいた指示書ですけれども、保安院のですね。これは結局漏えいの問題だけなわけですよ。さっきちょっと私と森山さんとの間で幾つかのやり取りがあったんですけれども、私は漏えいだけの問題ではなくて、対応状況について全体をきちんと積極的に保安院側から見直していく必要があるのではないかとチェックをしていく必要があるのではないかというような質問をしたつもりで、それに対して結局これだと漏えいの問題だけで、他の問題でまた起きたら、また起きましたから、じゃあこれについてこういうことをまたやりますということになっちゃうだけで、ゼロでないっていうのは、事故が

起きる可能性がゼロじゃないっていうのは分かるんですけども、極力ゼロにするっていうのが保安院の役割じゃないかなというふうに思うんですけども。その辺りの方策っていうのは何か考えていらっしやらないのかなという。以上です。

A：(原安委)はい、原子力安全委員会ですけれども。安全委員会が SPEEDI を使った実績がホームページに出ているところですけども、安全委員会のホームページ開けていただいて一番上の方に大きく東日本大震災関連情報ってありますけれども、そこをクリックしていただくといろんな資料のリストがありますけれども、その一番下の方ですね、SPEEDI の解説っていうのと、SPEEDI を活用した試算結果というのがございます。この試算結果の方を見ていただければ出てございます。

A：(文科省)文部科学省ですけれども。3月16日に保安院との間での SPEEDI に関するやり取りは先ほど森山さんなり私から説明したとおりでありまして、特に単位放出について使うとか使わないという話をしたということはないと思ひ、聞いておりません。

A：(保安院)保安院ですけれども。本日の指示は今回の漏えいに関するものでございますが、先ほど来申し上げておりますように、安全確保の考え方に関する指示を既にしております、そういう中では包括的に評価をしていると、東京電力に対して報告を求めている、報告は既に何回か出てきておりますけれども、その内容の評価を専門家の意見も聞きながら行っているということでございます。以上でございます。

Q：安全委員会の方でされている結果なんですけど、ちょっとそのページを見ているんですけども、例えば全体で何回ぐらやって、例えば保安院からの指示でやったものがこれであるとか、文科省からの指示でやったのがこれであるとか、そういうのが分かるでしょうか。ちょっと分かりにくいかなと思うんですけど。

A：(原安委)すいません、ここに載っているものは文科省あるいは保安院から依頼を受けてやったものは確か一つもないと思ひます。安全委員会が独自の発案で行ったもの、特に3月16日以降まずやったのは、モニタリングデータから放出源どれぐらいの割合で出てるかというのを推定する、それが済んでからそれをもとに小児甲状腺の積算線量を出したり、それからそれだけじゃ

なくて大人の全身線量を出したりというようなことに使っております。

Q：それと文科省とか保安院から具体的な指示というかお願いは、依頼はその間なかったということでよろしいのでしょうか。

A：(原安委)3月21日と27日に保安院からやってくださいというのはありましたけど、それ以外はないというふうに認識しております。

Q：ありがとうございます。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、度々東京電力の松本さんに、すいません先ほどちょっと質問で答えを聞きそびれたような気がするんですが、堰があるから水がそこに溜まるからということで、漏えい検知器を付けなかったというご説明だったんですが、これは理由というのはそうすると付ける必要がなかったから付けなかったということなんですかね。それとも何か他に技術的な問題で付けられないような問題というのがあったのかどうかというのをちょっと確認できればと思います。それから汚染水の淡水化の出口と入口のところなんですけれども、全ベータしかデータが出ていないようなんですが、これは核種の分析というのはされてないのでしょうか。採取されたのは最初9月20日だと思うので、さすがに2ヶ月はかからないと思うんですけれども、これはどうなっているのでしょうか。ご説明いただければと思います。それから循環注水の関係で4kmの配管を引っ張っている中の、時々漏えいがある場合に、漏えいしたものを測ってもバックグラウンドを押し上げる線量になっていないという説明が先ほどあったんですが、これは漏えいしたものを測ったというのは何を測られたのでしょうか。ベータの関係の分析というのはされているのでしょうか。というのを教えてください。それから最後に一つ、園田政務官。福島の実地での住民説明会なんですけど、前回大分前11月の末ですけれども、回数であるとかいろいろ教えていただいたんですが、これはその後も継続してやられていると思うので、その後どういう状況なのかというのを前回いただいてから来週で1ヶ月ぐらいにまたなるので、引き続き教えていただければというふうに思うんですけれども。それから前回お伺いした数、10月19日までの実績で、個人2,800人の法人と個人事業主が12,300と。これは要するに福島県全体の人口からすると圧倒的に少ないんですけれども、その他の方々というのは要するに説明会に出ていらっしやらないということになると思うんですが、そういった方への対応とか、もう少しその周知、徹

底をする必要が、いろいろな情報、除染のことを含めて周知する必要のある情報はこれからどんどん増えると思うんですが、どういうペースでやられていけるような、何かスケジュール感であるとか方法みたいなものがあるかどうかお聞かせいただければと思うんですが。以上お願いします。

A：(東電)東京電力からまずお答えさせていただきますけれども、堰に関しましてはいわゆる淡水化装置に関しましては、セシウムの量が10万分の1程度まで減衰されておりますので、アレバ、キュリオンといった高濃度の汚染水を利用するところに比べまして、漏えい検知としては優劣をつけたということでございます。したがって、コンクリートの堰の中に溜まるということでは十分ではないかというふうに判断しておりました。それから淡水化装置の核種分析の結果でございますが、こちらは先ほど少しデータをご紹介させていただいておりますけれども、細かいデータは11月18日に既に公表させていただいておりますので、ホームページ等で核種ごとの分析結果についてはご確認ください。それからホースでございますが、こちらは漏えいしたことが見つかった場合には、ガンマ、ベータのいわゆる表面線量を測っております。

Q：ありがとうございます。まずそのホースなんですけれども、表面線量はそうすると通常どのぐらい出ているものなんでしょうか。データ、ガンマで、数値というのはあるんでしょうか。

A：(東電)はい。いわゆるほぼ周りで測っております空間線量、バックグラウンドとほぼ同程度レベルでございます。ベータ線がわずかに検出できる程度でございます。

Q：ベータの核種自体はそうすると10の2乗から3乗ぐらいで回っているということになる、そういう認識でいいですか。

A：(東電)はい。RO膜の出口のところは 5×10^2 ぐらい、それから蒸発濃縮式の出口で言いますと10の1乗ぐらいが全ベータでございますので、その程度の水が入っているということになります。

Q：その程度では全体からするとその程度ではあるかとは思いますが、これはこれ以上上げる仕組みであるとか、いうのは考えられないんでしょうか。

A : (東電) 所内で再利用している状況におきましては、特別この水で性能としては十分ではないかと思っております。

Q : 漏れても特に問題ないという、海まで出ていても特に問題ないということですか。

A : (東電) 漏れた場合は当然対応する必要がございますが、漏れてもいいというふうに考えているわけではございませんが、既にバックグラウンドが相当量ございますので、それに比べれば小さいというふうに考えております。

Q : 分かりました。この循環の全体の配管を含めて、今後の状況みたいなものは保安院ではどういうふうに考えているという目算みたいなものはあるんでしょうかね。

A : (保安院) まずは今のホースからの漏えいが時々見つかっておりますので、これはよく原因を究明していただくということでございます。それから中期的安全確保の考え方で今冷温停止のところを中心に評価しておりますけども、さらに中期的な水処理施設、全体の 4km というご指摘ありましたけど、そういった問題も含めて検討をさせていただいているという状況でございます。

Q : 分かりました。意見聴取会を全部聞けてるわけではないので、もし出いたら申し訳ないんですが、その 4km あることに関して意見聴取会の中では何か改善策であるとかいうのは考えられて、提言みたいなものはあるものかというのと、それから東京電力自体は今のその 4km 状態を、当初一年予定だったのをできるだけ長く使いたいという話も出ているようなんですが、その辺に関して意見聴取会の方で何か意見みたいのは出ているのでしょうか。

A : (保安院) はい。今評価しておりますのは当面のと言いますか、冷温停止というところでございますが、今後の更に中長期的な水処理施設をどうするかということ、これからの議論でございます。まだそこまでの議論には至っておりません。

Q : わかりました。ごめんなさい。ちょっと松本さんに確認したいんですが、細かいデータ 11 月 18 日ですか。

A : (東電) はい。11 月 18 日でございます。

- Q：そこは全ベータ、全アルファという形ではなくて、全部核種が全部。
- A：（東電）はい、そうです。その他のガンマ核種も併せて公表させていただきました。
- Q：分かりました。ありがとうございます。18日のデータは汚染水の関係、ちょっと確認なんですけど。
- A：（東電）水処理設備関係で、これまで核種分析をやったデータを公表させていただいております。
- Q：タービン建屋の地下の溜まり水というのは出されてますか、その頃に。
- A：（東電）こちらは水処理設備の放射能濃度の測定結果ということで公表させていただきました。
- Q：すいません、ちょっと今ホームページを見ているんですが配布資料の方にあるんでしょうかね。
- A：（東電）多分配布資料だと思います。こちらは。
- Q：以前もちょっと探したんですけど見つからなくて、分かりましたちょっともう一度確認してみます。それから溜まり水の関係という意味では、タービン建屋の下に溜まっている水というのは、これは今まで何回か計測をされているようなんですけれども出来ればその都度公表していただくとありがたいんですけど。
- A：（東電）タービン建屋の溜まり水に関しましては先週の土曜日にこれまで測定している分については公表させていただいておりますが、大きな変化はないというような状況でございますので適宜確認した上で公表していきたいというふうに思っております。
- Q：先週の土曜日に公表していただいた資料を見ると過去に何度か建屋の地下で測定をされているようなんですけれども、その都度公表していただいた記憶がないんですけどもこれは私の勘違いですかね。

A : (東電)こちらまとめて公表させていただきました。いわゆる値そのものが大きな変動がございません。異常が見つかりませんでしたので今回まとめて公表させていただいたものでございます。もちろん例えばセシウムの量が急激に増えたですとか、アルファ核種が見つかったというような場合には公表することになります。

Q : 大きな変動がある無しに関わらず、これはタービン建屋の地下の分析がどうなっているかというのは、4月5月6月7月多分毎月何人かの方がずっと聞いていたことだと思うんですけども今まで出されなかった理由というのは何でしょう。

A : (東電)はい大きな状況の変動がなかったからでございます、今後も適切に公表させていただければと思っております。

Q : 大きな状況の変動があるなしに関わらず、出していただくことというのはこれは出来ないのでしょうか。

A : (東電)はい、今後も適切な時期に公表のタイミングについては考えさせていただきたいと思えます。

Q : 適切な時期は東京電力さんが考える適切な時期ではなくて、計測した検出したときに出していただければと思うんですけども。

A : (東電)はい、検討させていただきます。

Q : よろしく願いいたします。

A : (園田政務官)住民説明会の件でございますけれども、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが回数ですとかそういったところも含めて皆さん方にお伝え出来るようにしておきたいと思っております。なるべく早くこれも皆さん方にお伝え出来るようにしたいと思えます。それでその他のお越しいたいてない方々への対応ということでございますけれども、健康調査の場合は確か当該のお子さまをお持ちのところは一件一件伝えをしているというふうに聞いておりましたけれども、その他に福島県民全員で全体でということになるのでしょうか。そうするとそれが説明会という形で出来

るのか、あるいはホームページ等でご紹介いただくようになるのかその辺はちょっとまた今後の対応を考えなければいけないかなというように思います。同時に先ほど除染というふうにおっしゃられましたけれども、今実証実験をやっている除染については支援チームが各市町村に対して行って来たというところがございませぬけれども、今後の面的な除染については環境省でなうということになるので少し今後環境省がこの場にも来ていただけるように今私からもお願いをしておりますので、その場で何らかの形で環境省の考えを皆さま方におヒレキ出来るように調整しておきたいというふうに思います。

Q：よろしくお願ひします。環境省の方なんですけれども以前から他の方も何度かお伺ひしてるんですが、環境省の方というのはかなりそんなに忙しいんでしょうかね。大分前からお伺ひしているような気がするんですけど。

A：（園田政務官）そうですね。申し訳ございませぬ。他の省庁と違ひましてかなりの小規模な省で、環境省という名前はついておりますけれども格段と人数の少ない省でございませぬのでそういった点では大変な、言わば対応におわれているというのが今の現状です。

Q：もともと環境省がマンパワーで不足しているというのは周知の事実なので、そういったところに除染をなかば押し付けたのかどうか分かりませぬけれども。という状況の中で環境省自体が周りへの説明も不十分になっている状況というのはこれは政治家として例えば園田政務官どういふふうにお考えなんでしょうか。人の補充なり何なりというのは考えられないでしょうか。

A：（園田政務官）はい。そういう面では今後ご案内かもしれませんが福島環境再生事務所、こちらに各省からの応援も交えて人員増強をしっかりとしていくという方針は出ておりますので、一刻も早くそういう状況が作られるように私からもサポートはしていきたいというふうには思っております。今現時点においても内閣府からも応援は既に派遣をさせていただいておりますので、そういった住民の皆さん方への説明も含めてしっかりと対応出来るように今後しなければならぬというふうに思います。

Q：分かりました。それともう1点。支援チームが除染の実証実験をやられているということなんですけれども、支援チームの方も来たり来なかったりとかほとんどこちらに姿をお見せにならないんですけれども、除染それから個別の賠償避難含めてかなりの部分を支援チームの方で手がけている部分

があると思うんですが、支援チームの方を定期的にこちらにいらしていただくことというのは出来ないものでしょうか。要するに原災本部責任する原災本部の方が一切会見をやらないというのも問題だと思うんですけども、事故以来一度もやっていないと思うのでその辺お願い出来ないでしょうかね。

A：(園田政務官)支援チームがということでしょうかね。

Q：支援チームの方何度かこちらにいらしてまずし、保安院の方にも会見いらしてまずしけれども要するに原災本部が原災本部として一度も会見をやっていない以上はその事務局であるところが、何らかの形で説明すべきだと思うんですけども。

A：(園田政務官)今のご指摘をどう受け取っているのか。

Q：以前、原災本部の会見がないということを園田さんにお伺いしたら、官房長官の会見がそれを変わりにやっているというお話しだったのですが官房長官の会見というのは他にもいろいろ、状況を聞くべきことが他にもいろいろある方々がそこにいるわけで原災本部の単独の会見では有り得ないですよ。それを持って情報を出しているというふうにされるのは如何なものかと思うんですけども。そういう意味でも事故以来原災本部の会見というのはそういう意味では一度もやられてないんで、やられてないんであればその原災本部に所属している支援チームであるとかいうところの方々が3月に支援チームをわざわざそのために作ったんですから、何らかの形で説明するのが義務ではないかと思うんですがその辺いかがでしょうか。

A：(園田政務官)支援チームはまずは原災本部ではありません。原災本部から一つ分かれているところがございますので、そういった意味では木野さんのご指摘にお答え出来るかどうか分かりませんが、原災本部として何らかの形で説明責任を果たすべきではないかという意味でございましたら、事務局は保安院でございますので保安院からのご説明という形になろうかと思えます。

Q：保安院がそうすると原災本部として何かやら。もう一つ補足させていただくと先日、原災本部の情報公開の窓口が内閣府だというお話しがあったので当然そちらに事務局があるわけですよ。保安院ではなくて。何らかの形で人がいるわけですよ。いらっしやらないんですか。誰もいないけれども内

閣府が情報窓口なんですか。

A : (園田政務官)はいそうです。

Q : そういうことなんですね。内閣府の方に出した情報公開の紙というのはそのまま保安院の方に回るんですか。

A : (園田政務官)担当のところに回るというふうにご理解をいただければと思います。

Q : そうすると今の原災本部の話は、もし原災本部の会見をやるとすると保安院がやるということになるんですかね。森山さんそういうことになるんでしょうか。

A : (保安院)まず事務局ですけれども法的には原災本部というのは基本的に内閣府が事務を司ることになっておりますけれども、マニュアルの中で物理的に保安院に下りてそこに ERC という組織があつて、事務局長が保安院長となっておりますがもちろん今の現実の姿は、統合対策室が出来たり支援チームが出来たりということで基本的にはそれぞれの所で報道発表等を行っているということでございます。

Q : 支援チームの方、あるいは統合対策室はここですけれども、支援チームと原災本部は何か報道発表ってされているんでしょうか。

A : (保安院)支援チームは報道発表と言いますか、記者会見ということでは必ずしもありませんけれども、支援チームで何か発表するケースもございます。そういう場合には、場合によっては保安院のブリーフィングの場を使うことも、説明が必要な場合には行うこともございますし、ここにも何度か出てきたことがあると思えますけれども、生活支援チームとしてのクレジットで発表している案件は何件かあると認識しております。

Q : 分かりました。ちょっとそれ含めて、支援チームでも原災本部でも結構なんですけれども、園田さんの方で何らかの形で情報提供していただける形作っていただければと思うんですが。これお願いします。

A : (園田政務官)支援チームというよりも、いろいろと概念上がありますので、

そういった面では皆さま方にご不便をおかけしているかも知れませんが、いずれにしても、必要な情報は必要なところからですね、きちんと外に出て行くような形を取りたいというふうに思います。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：すいません。不便というかですね、実績に要するに情報公開で問題があるわけで、不便とか便利とかそういうことではなくて、なんで責任を果たさないかという話なので、不便ということではなくて、これ義務だと思うんですね。きちんとやっていただけませんか、その辺。

A：(園田政務官)はい。法的なところからするとですね、先ほどごめんなさい、申しあげましたけれども、内閣府が情報公開法の窓口になっておりますので、窓口は内閣府にしていただければと思います。

Q：それであれば、窓口の内閣府として定期的に会見やるなりなんなりで、いろいろな情報まとめて、情報出すべきじゃないですか。

A：(園田政務官)いや、申し訳ございません。置かれているものと、情報公開法の窓口とは別でございます。

Q：今、情報公開法の窓口ではなくて、通常除染とかいろいろのさっきの支援チームもそうですけど、要するに誰が責任持って情報を出しているか全く分からない状況なわけですよね、今。

A：(園田政務官)したがいまして、除染に関しては、今は内閣府の支援チームがやっておりますけれども、1月1日からは環境省が責任を持つという形を取っております。

Q：1月1日から環境省とかいうのではなくて、要するに3月から12月までは誰がやっていたんですということですよ。であれば、今すぐにでもやるべきじゃないですか。1月からどうと言うのではなくて、今すぐにでも情報公開の担当を作って定期的に情報出すべきじゃないんですか。

A：(園田政務官)申し訳ございません。また後でご質問があれば、またお答え

させていただきますけれども、木野さんがおっしゃっておられるのは、情報公開法上の情報公開を求めて。

Q：情報公開ではなくて、情報の説明義務があるのではないんですかということです。

A：(園田政務官)そういう面でございますたら、適宜適切な機関からきちんとお伝えはさせて頂きたいと思います。

○司会

よろしいですか。この列の1番後ろの方。

○NPJ 日隅

Q：すいません、NPJの日隅です。先ほど、安全委員会のホームページについて、ちょっと2点だけ確認したい。んですけれども。1点はここのホームページには公表についてはデータ整理が済み次第、順次公表してまいりますと書いてあるんですが、ここに公表してあるものが現段階では全てということではないんでしょうか、というのがまず1点です。

A：(原安委)はい。載っているものが全てでございます。

Q：もう1点は、その他のところで、試算結果1号機からの放射性物質が3月12日計算というのがあって、これ16日以前なんです、これは安全委員会の方が保安院か文科省に頼んでやってもらったものだから、ここに書いてあるという趣旨でいいんでしょうか。

A：(原安委)はい。これは3月12日の水素爆発があった後に影響を見ようということで、これは文科省を通じて原子力安全技術センターに依頼して行ったものです。

Q：これはヨウ素剤の配布についての意見を安全委員会の方、述べられておりますけれども、それにかかわるものでしょうか。

A：(原安委)それとは直接の関係はなかったというふうに聞いております。

Q：そうですか。じゃあ、ヨウ素剤の配布についての意見を言う際にSPEEDIを

安全委員会の方でお願いして使ったということはないんですか。

A : (原安委) そうですね。ヨウ素剤についてのっていうのは、あれですかね。

Q : 13 日頃に。

A : (原安委) 13 日頃に、10,000CPM 超えてたらヨウ素剤の投与考えろと。あれはですね、この SPEEDI とは関係なくて、むしろ 10,000CPM という数字のもつものの意味合いからして、そういうふうに申し上げたというふうに聞いております。

Q : そうすると、特にその段階で何かデータを保安院なり文科省から貰って、判断をしたわけではないということで、一般論として。

A : (原安委) そうですね。モニタリングレベルと、その数字の持っている意味合いの関係。普通、そういった放射線防護の専門家の中で、普通頭の中に入っていること、あるいはこれまでのマニュアルに書いてあったことを想起してそういうコメントをしたというふうに聞いております。

Q : ありがとうございます。

○司会よろしいでしょうか。最後に東京電力から連絡があります。

A : (東電) 先ほど、原子力安全保安院さんの方から指示文書を受領いたしましたので、その受領のプレスをしております。20 時にちょうどになりますが、会見場の入り口の所に置いてありますので、お帰りの際にお持ちください。それから、蒸発濃縮装置から過去に水漏れがあったかというご質問がございましたけれども、試運転時も含めて水漏れはございませんでしたので、併せてご連絡させていただきます。以上です。

○司会よろしいでしょうか。以上で本日の会見を終わります。次回の合同会見は 8 日木曜、16 時半からを予定しております。詳しくは改めてメールでお伝えします。本日はどうもありがとうございました。